

中央アジアのテュメンなる地域区分について

川本正知

はじめに

中央アジアにおいて、ロシアの征服による新たな行政区分が行われる20世紀のはじめまでトゥーマーン *tümän* と呼ばれる地域区分がおこなわれていた。トゥーマーンは1万を意味するモンゴル語テュメン *tümän* がペルシア語にはいったものであることは疑いない¹⁾。しかしこの地域区分の意味はあきらかではない。1万とはとはいったい何の数を示すものなのだろうか。またいつから使われるようになった区分なのだろうか。本稿では中央アジアにおけるテュメンの実態をティムール朝期の文献によって明らかにし、次にモンゴル帝国時代の、その淵源、当初の意味を探っていきたいと思う。

I 中央アジアのテュメンの実態とその起源

1 19世紀のサマルカンド・オアシスと17世紀のブハラ・オアシス

1835-6年に書かれたサマルカンドの地誌・聖者廟案内にはサマルカンド市の郊外を次のように説明している。

サマルカンドの領域は、北、東、南の境界は高い山である。西方だけが開いている。コーハク川と呼ばれているザラフシャン川がこの地方 (*wilāyat*) の領域の真ん中を通り、2つに分けている。南半分は全て岡と平原で南の山に達している。北半分は河の水が行き渡り、水が豊富な地域である (*daryā' i ast wa ābi uftāde*)。

サマルカンド市の城塞 (*qa'l'a-yi shahr*) は川の南にある。市の外側の地は市に対して2つに分けられる。サマルカンド市の西側をアンハール・トゥーマーン *tümän-i Anhār* という。サマルカ

1) カーシュガリーの『トルコ語辞典』[Dankoff & Kelly 1982: I 306, II 204]によれば、トルコ語で *tümän* は「多いこと」「多数」を表す。トルコ語には千をあらす *min > bin* 以上の十進法の単位数をあらわすことばがなかったのだが、この言葉がモンゴル語にはいって万をあらわす *tümän* として使われ、モンゴル帝国時代に帝国治下のペルシア語、トルコ語にはいり、一般的には「一万人からなる軍団」、「かつては一万ディナールをしめしていた貨幣単位トーマン (現在10リヤル)」という意味で使われている。中央アジアでの地域区分の意味を含めた以上の3つの意味をバルトリドはあげている [Barthold 1913-38]。なお現在、ウズベキスタン共和国の12の州 (*область*) はそれぞれ8~16の行政区に分けられているが、この「区」*район* のウズベク語がトゥマン *туман* である。

ンド市の東側をシャウダール・トゥーマーン *tūmān-i Shawdār* という。

川の北側の地は二つの部分からなり、一つは水が豊富な土地であり、二番目は平原である。

水が豊富な部分は全てコーハク川に接しており、(東西) 二つに分けられ、東半分をソグド・カラーン・トゥーマーン *tūmān-i Sughd-Kalān* と言い、西半分をアフアリーン・ケント・トゥーマーン *tūmān-i Āfarin Kint* と呼んでいる。

同じく、また平原の部分はカーブド・トゥーマーン *tūmān-i Kābud* と呼ばれ、この平原の部分は全て北の山に接している。 [Samariyya: 25-6]

このうち、カーブド・チュメンは、「アリー・アバード 'Alī Ābād の場所は、シーラーズ・トゥーマーン *tūmān-i Shirāz* に属し、それはまたカーブド・トゥーマーンともよばれている」とあり [Samariyya: 116], 二つの名称を持つチュメンであった²⁾。

19世紀、サマルカンド地方 (*wilāyat*) が少なくとも5のチュメンに区分されていたことが分かる³⁾。

17世紀の前半に書かれた、浩瀚な歴史書『バフル・アルアスラール』[BA] の残存する一部の中には地理の部分が含まれており、そのブハラの項には次のようにある。

昔、専門家たち? (*arbāb-i 'amlāt*) は、この地域 (*ḥudūd*) の従属地・付属地を10のトゥーマーンにわけた。

第1番目は、ハルカーン・ルード・トゥーマーン *tūmān-i Kharqān-rūd*。今日ではグジュドゥヴァーン・トゥーマーン *tūmān-i Ghujduwān* として知られる。

第2番目は、カーマート *Kāmāt*。現在ではワブカン・トゥーマーン *tūmān-i Wābkan* として知られる。

第3番目は、ターラーブ *Tārāb*。(現在では) アーフーギール *Āhūgīr*。

第4番目は、ルード・シャフル *Rūd Shahr*。パーイエ・ルード *Pāy-i Rūd* とも呼んでいる。

第5番目は、カーム・アブー・ムスリム *Kām Abū Muslim*。現在ではブル・ガージー *Būr Ghāzī* として知られる。

第6番目は、シャフル・カーム *Shāfur Kām*。キシュラク・カラーン *Qishlāq Kalān* と呼んでいる。

第7番目は、サムジャン *Sāmjan*。ラーミティーン *Rāmitīn* と言っている。

2) ティムールはサマルカンドがイスラム世界の中心であることを誇示するためサマルカンド周辺の村々にイスラム世界の大都市の名をつけたが、その一つがこのシーラーズ。アラブ侵入以前、サマルカンドを構成したザラフシャン川以北6州の一つ *Buzmājan* の主邑 *Bārkaṭh* または *Abārkaṭh* の地に建設された。パールカトはイスラム地理書によれば、サマルカンドからシル・ダリヤ川への道上、サマルカンドから4フェルサフ(約24 km)の地であったという。

カーブドは、やはり6州の一つサマルカンドから2フェルサフの *Kabūdhanjakath* と関係があるとされる。バルトリドの述べる「カーブドの村、すなわち今日の *Besh-arik*」というベシュ・アrikは確認できなかった。

また、後述する『パーブル・ナーマ』には「シーラーズとカーブドの近郊に来た」[BN. 間野: I 90, III 107] という表現があり、相近接する地であった。以上, Barthold 1928: 94 より。

3) ナウ・カンド・トゥーマーン *tūmān-i Naukand* という名称がでてくるが [Samariyya: 112], ここ以外にはチュメンとしてはでてこないの、チュメンであったかどうかは保留しておく。

第8番目は、スルターン・アーバード Sulṭān Ābād.

第9番目は、フドゥファル Fudfar?。(現在では) ザンダニー Zandani と名づけている。

第10番目は、ハイル・アーバード Khayr Ābād. [BA: рук. л. 144 б, перевод 22-23]

ブハラ・オアシスは10のテュメンに分けられ、それらは、おおむね現在の大きな村の名と一致している。また、その記述からすればBAの著者はその起源を知らなかったように思われる。

2 中央アジアの地域区分としてのテュメンのもっとも早い例

シャーミーのティムール伝『ザファル・ナーマ』⁴⁾には、762/1360-61年にモグーリストタンからマー・ワラー・アンナフルに攻め入ったチャガタイ・ハーンのトゥグルク・ティムール・ハーンは、その下へ伺候したティムールに対して、「シャフリサブズ・トゥーマーン tūmān-i Shahrisabz とその付属地からなる彼(ティムール)の偉大なる先祖の地方(wilāyat)に彼を任命し、帝王はその服従に対して彼を賞賛した」とある[Shami: I, 16]。また、翌年再び侵入したトゥグルク・ティムール・ハーンは再び「ケシュ地方のトゥーマーン tūmān-i wilāyat Kish を彼(ティムール)にゆだねよとの命令を下し、1万の人々が彼(ティムール)の支配と保護の責任下に入った」とある[Shami: I, 18]。

先の例の「地方」がケシュをさし、後の例のテュメンがシャフリサブズ・テュメンをさすことは疑いなく、シャーミーはテュメンとは「1万人の人々が含まれている特定の地域」または「特定の地域に含まれる1万の人々」と考えていたことが分かる。またハーフィズ・アブブルーは762年の記述の「彼の偉大なる先祖の」テュメンを「バルラス部族の先祖伝来の相続財産(mirāth)であるシャフリサブズ・トゥーマーン」といいかえ[Shami: II, 13]、ティムールが属するバルラス部族とこのテュメンとの特別な関係を示唆している⁵⁾。後に述

4) 1404年にティムール自身に献呈されたシャーミーによる『ザファル・ナーマ』は、もっとも信頼のおけるティムール伝として知られ、特に口承の史料によって書かれたであろうといわれるティムール朝成立(1370年)前後の部分は多くの後世の歴史家たちがこれによる。シャーミーの生涯およびその著作については、Woods 1987: 85-89 参照。

5) 校訂者タウエルはこの3例のテュメンを「遠征に1万人の兵士を出すことができる地域」とし[Shami: II, 270]、1万の意味は後述するイブン・アラブシャーの説明によっている。

ヤズディーの『ザファル・ナーマ』はシャーミーに依った2次的な史料であるが、先の例を「アミール・カラチャルのトゥーマーンとケシュ地方とその付属地」[Yazdi: I, 36]、後の例を「ケシュ地方と相続財産のトゥーマーンおよびその付属地の支配」[Yazdi: I, 45]と書き換えている。明らかにシャフリサブズ・テュメンをジンギス・ハーンによって第2子チャガタイに与えられたとされるカラチャル・ノヤンの万人隊(実際は千人隊)すなわちチャガタイ・ハーン国のバルラス部族集団およびその軍団そのものであると誤認している。

Manz 1989: 46, 48 はヤズディーの誤解を踏襲し、ティムールが「ケシュ地方とバルラス・テュメン」の支配権を得たとのべ、加藤 1970: 130 もヤズディーと同じ解釈をとり、シャーミーの述べるテュメンは地域区分をあらわすものではないとしている。

ヤズディーおよび彼の『ザファル・ナーマ』がシャーミーのそれによった2次の文献であることについては Woods 1987: 99-105 参照。カラチャル・ノヤンおよびバルラス部族とティムールの関係、ヤズディーがジンギス・ハーン一族、特にチャガタイ・ハーン家とカラチャル・ノヤン以下のバルラス部族のアミールたちとの関係を特に強調することについては間野 1976: 114-120 参照。

べるようにバルトリドはバルラス部族のアミールがこのチュメンをえたのはケペク・ハーンの時代と考えており、その可能性はあるが明証はされていない。また、これ以降ティムールはしばしばケシュ地方に帰り、徴発を行っているが、その対象がこのチュメンであったことは間違いない。

3 15世紀初の地域区分としてのチュメン

イブン・アラブシャー Ibn ‘Arabshāh (1392–1450) はダマスクスにおいて生まれ、803/1400–01年すなわちティムールがダマスクスを征服し、多くの住民を連れ去った時に、家族とともにサマルカンドに連れて行かれた。1422年ダマスクスに帰るまでのティムール朝治下の中央アジアでの体験をもとにティムールに関する辛辣な評伝『ティムールの歴史における運命の不思議』を書いた。この中にはじめて地域区分としてのチュメンの存在が明確に述べられている。

サマルカンドとその諸地方は7のトゥーマーン *tūmānāt* からなっている。アンディジャン *Andikān* とその諸地方 (*jihāt-hā*) は9のトゥーマーンである。トゥーマーンとは1万人の兵 (*muqātīla*) が出るところのものを意味する。 [Ibn Arabshah: 63]

サマルカンドの後に、なぜフェルガナのアンディジャンが出てくるのかよく分らないが、それによれば、15世紀のはじめ、それぞれ7、9のチュメンが存在し、チュメンは1万人の兵を出すところのものの単位であるという。

アンディジャンの9チュメンは確認できなかったが、サマルカンドの7チュメンは同時代のハーフィズ・アブルー *Hāfiẓ-i Abrū* (d. 1430) の一般に『ハーフィズ・アブルーの地理書』 *Jughrāfiyā-i Hāfiẓ Abrū* として知られる著作のなかにみられる⁶⁾。この著作は重要性が指摘されながらも未だにその一部しか校訂がなされていない。幸いなことにマー・ワラー・アンナフルについての記述を含む唯一の写本 [Ms. Bodleian Library (Oxford), no. Fraser 155] から、バルトリドがその部分の校訂、翻訳を彼のハーフィズ・アブルーについての研究のなかで行っている。サマルカンドの市街の記述の後にハーフィズ・アブルーは以下のように述べている。

サマルカンドのトゥーマーンの記述

シャウダールはサマルカンドの南にある。健康によい空気を持つ。人々は頑強で元気である。この地域 (*nāhiyat*) の長さは10ファルサングである。ここの人々は駄獣もっている。

6) 「817/1414年、彼はシャルフの求めに応じて、*Masālik al-mamālik wa-ṣuwar al-aqālīm* という古いアラビア語の地理書を、たぶん al-Balkhi によるその縮刷版であったのであろうが、翻訳し補完することにとりかかった。この未完成の、名称の付けられていない著作において、彼は自分自身の歴史家としての関心を押さえることはできず、その中に、特にフェールス、ケルマーン、ホラサンの歴史についての広範な歴史的な記事を含ませている」 [Tauer 1965]。

これに対して、クラプルスキーは多くの写本にみられる *Tārīkh-i Hāfiẓ Abrū* がその著作名であると、自らの校訂本にはそう名づけている [Hafiz Abrū: Intro. 29–30]。

ウラテベ Ūrātipah。

イシュティハン Īshtikhan。言われるところによれば、ヌールもまたイシュティハンに入れられている⁷⁾。

ヤールカト Yārkat。そのトゥーマーンの水の多くは泉からである。そこでは種子はマン（重量単位）でもって播種される（dar ghalla bi-man kārand?）。マー・ワラー・アンナフルの他の場所に比べれば牧場が少ない⁸⁾。

ヤール・ヤイラク Yār-Yayrāq と Mutafarriqa (?) と ディザク Dizaq (?) と シーラーズ Shirāz は一つのトゥーマーンに相当する。

アンハール。大アミール・サーヘブ・キラーン陛下の創った新しいトゥーマーンである。

ソグド。サマルカンドのソグドの快適さ美しさの評判は多言を要しない。

[Barthold 1897: 86-89]

地名をどのように読むか不明確なところがある。特にヤール・ヤイラク・テュメンとバルトリドがみなしている 5 番目のテュメンが問題である。すでに見たように後世の文献にはシーラーズ・テュメンという名称が出てくる。ウラテベというテュメン、ディザクの読みが正しければ、シルダリヤ川流域の方面にもサマルカンドのテュメンがのびていたということになるのが確証されない。また、ティムールによって創設されたアンハール・テュメンが「新しいトゥーマーン」とされていることは、これらのテュメンという地域区分が 14 世紀以前のものであることを表している。

次に 15 世紀末から 16 世紀にかけての、すなわちティムール朝末期の資料からもう少し実在したテュメンの名前を抽出し、その実態を探ってみよう。

4 『バーブル・ナーマ』の地域・行政区分としてのテュメン

ザヒール・アッディーン・ムハンマド・バーブル（1483-1530）は、フェルガナのティムール朝君主として即位したが（1494 年）、ウズベグのシャイバーニー・ハーンによるマー・ワラー・アンナフルのティムール朝の滅亡（1500 年）後、カーブルに逃れ（1504 年）、ここを基地にマー・ワラー・アンナフルの支配をうかがい続けた。1511-12 年にはサファヴィー朝の援助により再びマー・ワラー・アンナフル征服を果たしたが、ウズベク軍の巻き返しにより再びカーブルに引き返した。この後、6 度目のインド遠征において、1526 年のパーニーパットの戦いでロディー朝軍を打ち破り、ムガール朝と呼ばれるインドの王朝国家としての新しいティムール朝を建てた。このバーブルの回想録が『バーブル・ナーマ』であ

7) サマルカンドの北西、カッタ・クルガンから東に現在のザラフシャン川を越えたところに同名の村が存在する。この地名については Barthold 1928: 95-96 に考察がある。

8) バルトリドによればヤールカトはシルダリヤ川流域に属するウシュルーサナ地方とサマルカンド地方との境界の小都市であった [Barthold 1928: 92, 94]。

る⁹⁾。

以上のような経歴からバーブルの記述にはマー・ワラー・アンナフル、現在のアフガニスタン、パキスタン、インド北部についての詳細な記録を含んでいる。その中でも特にユニークなのは、カーブルの14のチュメンについての記録である。その記述をはじめにあって、彼は次のような注目すべき地域区分の説明をしている。

ここの諸地方には、14のチュメンがある。サマルカンド、ブハーラーおよびこの近辺では、一つの大きな地方 (wilāyat) の治下にある小さな地方の事をチュメンと呼んでいる。アンディジャン、カーシュガルおよびその近辺ではこれをオルチン Örchin と呼び、ヒンドゥスターンではバルガナ pargana と呼んでいる¹⁰⁾。 [BN. 間野: I 203-4, III 206]

オルチン、バルガナ、そのほか「区域」と訳されてチュメンとならんで出てくるボルーク bulük (「部分」「一部」「一群」を意味するトルコ語 bölük) についてはここでは論じない¹¹⁾。チュメンについて、バーブルのあげているマー・ワラー・アンナフルとカーブル周辺地域に分けてその実態を見よう。

マー・ワラー・アンナフル

サマルカンドについての説明の後次のように述べる。

よい地方とチュメンがある。

サマルカンドに匹敵する大きな地方はブハーラーである。サマルカンドの西方、25 ユガチの道のりである。ブハーラーにもいくつかのチュメンがある。すばらしい市街がある。

[BN. 間野: I 74, III 91]

よいチュメンがある。その1つはソグド・チュメンと、ソグドに近接した諸チュメンである。先端はヤール・ヤイラクで末端がブハーラーである。1 ユガチも行って村とか人居のないとこ

9) 間野英二による校訂テキスト [BN. 間野: I], トルコ語項目索引・全単語索引 [BN. 間野: II], 日本語訳注 [BN. 間野: III] が出版され、その校訂、翻訳の群を抜いた質の高さにより、我々にその利用がはなはだ便利になった。本稿は全面的にそれに拠る。

10) すでにバルトリドが中央アジアの地域区分を論じた際に引き合いに出している重要なこの部分が [Barthold 1918: 8-9], ベヴェリッジの翻訳に抜けているのは驚くべき事である [BN. Beveridge: 207]。

11) バーブルは確かにフェルガナのオシュの北のラバーティ・サルハング・オルチン Rabāṭ-i Sarhang Örchin [BN. 間野: I 99,101, III 115-16], ホーカーン・オルチン Khūqān Örchin [BN. 間野: I 37,155, III 52,163], ラバータク・オルチン Rabātak Örchin [BN. 間野: I 79, 96, 105, III 97, 112,120], アライルク・オルチン Alāilūq Örchin [BN. 間野: I 155, III 163] の4つのフェルガナのオルチンの存在を伝えている。バーブルはフェルガナの君主であったのでその記録は信頼できる。そうするとすでに見たイブン・アラブシャーのアンディジャンの9チュメンの記述がやや疑わしくなる。

また、やはりフェルガナのイスファラについて、「イスファラ地方 (Isfara wilāyati) は山の麓の4つの区域 (bulük) からなっている。[BN. 間野: I 7, III 16] 」と述べる。先に見たハーフィズ・アブールの『地理書』では、ヘラート、ニシャプール、バイハク、トゥース、アビーヴァルド、ニサーなどのホラサーンの多くのオアシスはそれぞれ名称を持ったボルークとして記述されている [Hafiz Abru: 111-117]。

これらの地域区分の名称の関係を整合的に説明することは現時点では困難である。

ろはない。ティムール・ベグが「僕には長さ30ユガチにもおよぶ1つの庭園がある」と云った事がよく知られているが、この諸テュメンのことを述べたものである。

次はシャウダール・テュメンである。〔サマルカンドの〕市街地・居住区に近接している。まことにテュメンである。一方は、サマルカンドとシャフリ・サブズ間の山である。その村々はほとんどこの山の麓にある。もう一方はコーハク川である。自然環境がよく、まことに心地よい所で、水も豊富で珍品も安い。まことにすばらしいテュメンである。

[BN. 間野: I 75, III 93]

ここにヤール・ヤイラクからソグド・テュメンを経てプハラにおよぶザラフシャン川に沿った諸テュメンの存在とシャウダール・テュメンの位置が述べられている。またハーフィズ・アブルーのやや曖昧な表現を考慮せずとも、ヤール・ヤイラクを1つのテュメンと考えてもよさそうである。

また、バーブルは次のような表現をしている。

ヤール・ヤイラクのダルガ駐在地 (dārūgha-nishin) であるサングザール城

[BN. 間野: I 83, III 101]

シャウダール・テュメンのダルガ駐在地であるラバーティ・ホージャ城

[BN. 間野: I 88, III 106]

ダルガは、13-14世紀にモンゴルが征服・支配した地域においてさまざまな種類、レベルの人間集団の上においた監督・徴発のための「軍政官民官」である¹²⁾。バーブルも同様な意味で使っているが、ダルガ駐在地はテュメンに対してのみ使われている表現である。

カーブル周辺

カーブル東方の今日のナンガルハル地方からチトラル方面にかけての山岳地帯ラグマーン、コナラ地方に、ラムガーンの諸テュメン Lamghān tūmān-lāri, ラムガーナート Lamghānāt として5のテュメンと2つのボルークがあげられている。名称のわかる13テュメンの残りの8テュメンもBN. 間野: IIIの訳注によりそれらの位置がほぼ完全に比定されているので名前だけを挙げよう [BN. 間野: I 204-217, III 207-221]。

ラムガーナート

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| (1) ニーグナハール Nignahār | (2) アリーシャング 'Alishang |
| (3) アリングール Alingār | (4) マンドラーワル Mandrāwar |

12) ダルガが、モンゴルが一時的にでも支配したほとんどの地域の言語史料にのこる語であり、モンゴル語 daru-「押さえる」から派生し、同じ意味のトルコ語動詞 bas-からのトルコ語 basmaq と同義語であること、ペルシア語の文献においては shahna としばしば置き換えられていること、中国語の資料にだけはなぜかダルガチ「達魯花赤」とされることは Doerfer 1963: 319-23 参照。一例だけ上げておこう。

1261年のクビライ・ハーンのヤルリグのモンゴル語碑文とその漢文碑文の研究によれば、その中のモンゴル語 balayad-un siltegedün daryas, 漢文「城子裏村子裏達魯花赤」は、「諸城の・諸集落のダルガたち」と訳されている [中村・松川 1993: 34, 38, 39, 72]。この場合の城はもちろん城郭都市である。

(5) クナル Kunar とヌール・ガル Nūr-gar

カーブルの北 (ヒンドゥークシ山脈南側)

(6) ニジュラーウ Nijrāw (パルワーン地方) (7) パンジュヒール Panjhir

(8) ゴールバンド Ghūrband (パルワーン地方)

カーブルの南

(9) ラフーガル Lahūgar (ラウガル地方) (10) ガズニー

(11) ズルマト Zurmat (ガズニーの東) (12) ファルマル Farmal (ズルマトの南)

(13) バンガシュ Bangash (ズルマトの東)

ここにおいても、ダルガの駐在地と言う表現が見られる。

(ニーグナハールの) ダルガの駐在地は、アーディーナプル Ādina-pūr である。

[BN. 間野: I 204, III 207]

(ズルマトには) 8つの村がある。ダルガの駐在地はギャルディーズである。

[BN. 間野: I 215, III 219]

さらに、カーブル周辺のチュメンがティムール朝王族やベグたちに与えられ記録がある。

1504年9月のカーブル征服の数日後「私はカーブル地方を王子たちや客人のベグたちに分与した。ガズニーをその属地・属領と共に、(弟の) ジャハンギール・ミールザーに与えた。ニーグナハール・チュメンとマンドラーワル, ダッライ・ヌール (ラムガーンのボルークの1つ), クナルとヌール・ガル, チャガン・サライ (ラムガーンのボルークの1つ) を(弟の) ナーシイル・ミールザーに与えた」[BN. 間野: I 223, III 226]。

912年(1506-7年)のカーブルにおけるモグールの反乱において反乱者に荷担していたスルターン・サンジャル・バルラスは「私が目をかけ、ニーグナハール・チュメンを賜与していた人物であった」[BN. 間野: I 312, III 314]。

後にカーシュガルのハーンとなるスルターン・サイード・ハーンに「ラムガーンの諸チュメンのうちマンドラーワル・チュメンを与えた」[BN. 間野: I 313, III 316]。

913年(1507-8年)の記録として「私はガズニーを(弟の) ナーシイル・ミールザーに恵与した。(バーブルが征服する以前カーブルを支配していたティムール朝君主ウルグ・ベグの息子) アブド・アッラッザーク・ミールザにはニーグナハール・チュメン, マンドラーワル, ダッライ・ヌール (ラムガーンのボルークの1つ), クナルとヌール・ガルを与えた」とある [BN. 間野: I 337, III 339]。

「ニーグナハール・チュメンのハーキム」[BN. 間野: I 397, III 398] というのもこれと関係あるかもしれない。

以上、マー・ワラー・アンナフルとカーブル周辺、遠く離れたこの二つの地域のチュメンには共通にもともとダルガがおかれていたらしいこと、カーブルのチュメンは賜与の単位として捉えられていたことをみた。またしばしばチュメンの説明に税の多寡が書かれ、バーブル自身の遠征も含めて軍による徴発がチュメンに対してなされていた。

5 『サマルカンド文書集』のテュメンとヘザーレ

ナクシュバンディー教団のシャイフ、ホージャ・アフラーレ（1404-1490）の所有した膨大な農耕地、動産・不動産に関する文書の集成が『サマルカンド文書集』[SD]としてチェホビチによって翻訳・訳注を付された出版されている¹³⁾。主に15世紀後半のワクフ文書のなかの農耕地の位置を示す地域区分としてテュメンが使われている。チェホビチの詳細な注によりそれぞれのテュメンに属する多くの地名や村名、それらの位置を確定することができるが、その作業を省略し、名称だけあげよう。

サマルカンド

アンハール、シャウダール、ソグド・カラーン、イシュティハン、アリー・アバード tūmān-i 'Alī Ābād [SD: 317], ニーム・ソグダ tūmān-i Nīm Sughda [SD: 74, 91, 96, 118, 243], シャードゥマーン tūmān-i Shādmān [SD: 123], クーチェ・マリク tūmān-i Kūcha Malik [SD: 320]¹⁴⁾。

ブハラ

カーム・アブー・ムスリム tūmān-i Kām Abū Muslim [SD: 126, 137, 151, 153, 169]¹⁵⁾。

タシュケント

アク・フラード tūmān-i Āq Fulād [SD: 330, 331], モガーラーク tūmān-i Mughālāk [SD: 243, 249, 330, 331], 「シャーシュ地方のトゥーマーン」 tūmān-i wilāyat-i Shāsh [SD: 241]。

その他

シャフルヒヤ tūmān-i Shāhrukhiyya [SD: 241], ナサフ tūmān-i Nasaf [SD: 244]。

ナサフのテュメンはこれ以外は wilāyat-i Nasaf として出てくるので、疑わしいが、タシュケント、その南のシル・ダリヤ川に臨むシャフルヒヤにも15世紀末にはテュメンが存

13) 文書集の紹介は、間野 1983: 45-51。その中のワクフ文書については、川本 1989 a; 1989 b においてその内容を見ることができる。また、その中の不動産登記文書とミルクと呼ばれる私有財産の概念については川本 1991 a; 1991 b において論じている。

14) チェホビチの注 [SD: 406] によれば、アリー・アバードはソグド・カラーン・テュメンに属していたが、その北側がティムール朝末期にテュメンになったものという。Samarīyya のシーラーズまたはカーブド・テュメンである。ニーム・ソグダは後のソグド・ホルド（小ソグド）・テュメンまたは Samarīyya のアフファリーン・ケント・テュメンである [SD: 385]。アフファリン・ケントには「17世紀においても、ハーキムまたはベグがおかれていた」とバルトリドはのべる [Barthold 1928: 96]。

シャードマーン、クーチェ・マリク両テュメンの位置についての注 [SD: 395, 403] はよく分からないが、サマルカンドから西南カルシーに至る方面に求められるように思う。

15) 「ブハラ地方のカーム・アブー・ムスリム・テュメンに属するタヴァーヴィースという土地 (mawḍi'ī Ṭawāwis)」 [SD: 126-7] にブハラにおけるホージャ・アフラーレ所有の農耕地は集中しており、従ってブハラのテュメンはこれしか現れない。これ以外に、後の文書からブハラのテュメンとして、サームジャン [BD: 26-28], カーマート [BD: 39], バイェ・ルード [BD: 41-42], ハイル・アバード [BD: 42], ルード・シャフル [BD: 44] を確認することができる。これら以外の4つのテュメンは文書では確認しておらず、また筆者が15世紀以前の存在を確認しているブハラのテュメンはカーム・アブー・ムスリムだけである。なお、タヴァーヴィースについては Barthold 1928: 98-99 参照。

在した。

さて、チェホビチはチュメンの下位区分としてヘザーレ *hazāra* という区分があり、それがこの文書のなかに現れていると言う。ヘザーレは、ペルシア語の千を意味する *hazār* に一まとまりの概念を示す *ha* (-e) がつけられたもので、一般にはチュメンと同様に「千人からなる軍隊」をしめす。地域区分としての意味で使われた例は他の地域では知られていない。

(3片の土地は) マチャーク (読みは不明) という場所 (*mawḍī'i MChĀQ*) がある。そこはイシュティハン・チュメンに属し、シャーハープ・ヘザーレ *hazāra-yi Siyāhāb* に属する。[SD: 56]

この村 (*qarya*) はサマルカンド地方 (*nāhiyah*) のヌーカー・ヘザーレ *hazāra-yi Nūqā* にある。[SD: 109]

(あるワクフ物件は) シャウダール・ヘザーレジャート・チュメン *tūmān-i hazārajāt-yi Shāwdār* に属し、サーイ・ヘザーレ *hazāra-yi Sāy* に属する。[SD: 114]

ヌーカーは同じ1489年のワクフ文書に運河の名として、またカサバ *qaṣaba* の名としてでる [SD: 110, 111]。特に注目されるのが、シャウダール・チュメンが *hazārajāt* (ヘザーレの複数形)「諸ヘザーレ」とされていることである。

今のところわれわれの持つ事例はこの3つだけなのであるが、チェホビチはその存在の根拠として18世紀末に書かれた『マジュマ・アルアルカーム』[MA]の記述をあげている。別の写本のファクシミリ・テキストが出版されているのでその部分を訳してみよう。

ブハラは以下のようにになっている。王領地 (*mamlakat*) には、イスラムの帝王は高い位をもつ高官の一人をハーキムとしてにその一部に任命している。そのハーキムおよびその軍の必要経費 (*mā yakfi*) はまさにそのハーキムの (任命された) 王領地からえられ、そういった王領地をヴィラーヤト *wilāyat* と言う。もし、川からの運河の水が、10万タナーブ *ṭanāb* の土地に至っているならば、その土地をトゥーマーンと言う。もし、運河が分かれて、その運河の水が5万タナーブの土地に至るならば、その灌漑地をヘザーレ *hazāra* と言う。なぜならば、50タナーブから1兵士 (*yak ghāzi*) の必要経費が得られるからである。また、もしも運河が分かれて、水が2万5千タナーブの土地に至るならば、その土地を半ヘザーレ (*nīm hazāra*) と言う。

[MA: перевод 35–36, текст 26–27]

すなわち、チュメンやヘザーレは、特定の広さの灌漑された土地を耕作する住民から徴収されるそれらの数 (1万, 1千) の軍の維持費と関係し、ある灌漑された土地の広さが2万5千タナーブ (約6,250ヘクタール) と測定されたならば、それは半ヘザーレと評価され、5万タナーブ (約12,500ヘクタール) である土地はヘザーレ、10万タナーブ (約25,000ヘクタール) の土地はチュメンとされたというのである [SD: 380,381]¹⁶⁾。しかし、このブハ

16) 中央アジアにおける面積の単位としてのタナーブ、ジャリーブ *jarīb* については SD: 381 n. 22 参照。

ラ・ハーン国の財務官僚のために書かれた手引き書の記述は、テュメンと王領地の支配との関係が明瞭ではなく、既存のテュメン、ヘザーレの面積の一応の目安を述べただけのもののように思われる。また、明らかにテュメンとヘザーレの対応関係も不整合である。

18世紀に万、千と言う軍隊の数とその維持とに関係づけられた農耕地の面積をしめすテュメン、ヘザーレの概念が存在したことは地域区分としてのテュメンの下位の単位としてのヘザーレの存在の傍証にはなろう。しかし、15世紀の文書にわずかに残るヘザーレおよびヘザーレジャートと言う言葉と関係あるかどうかは不明である。

6 中央アジアにおけるテュメンの起源

14世紀半ばにはケシュに、15世紀初頭にはマー・ワラー・アンナフルに、15世紀の終わりには今日のアフガニスタンの東部、タシケントからブハラにかけての地域においてその存在を見ることができる地域区分テュメンは、バーブルの支配した地域においては行政区分としての機能を有していたが、それ以外についてはその機能はほとんど分からない。ヘザーレなる下位区分もその例が少ない。その起源についてはバルトリドとチェホビチが述べており、筆者はチェホビチの説が正しいと考える。

バルトリドは、チャガタイ・ハーン、ケペク（在位1318-1326年）が、それまでのチャガタイ・ハーンたちと異なり、マー・ワラー・アンナフルに居住し、カシュカ・ダリヤ川流域のナサフ（ナフシャブ）の近くに、現在その都市の名にとって代わったカルシー（モンゴル語「宮殿」）を建設したこと、また後にケペキーと呼ばれるようになる自らの名を刻した銀貨を発行しはじめたチャガタイ・ハーンであることを述べた後¹⁷⁾、マー・ワラー・アンナフルのテュメンの起源について「新しい用語の新しい地域区分が、チャガタイ・ハーンたちがマー・ワラー・アンナフルの直接支配を行った時期すなわち1318年から1334年の間に導入されたと考えられる」と述べている [Barthold 1918: 7, 8]。

地域区分テュメンの意味については、「全てのテュメンが一万人の兵を供給しうるのであるとか、その数の軍の維持費の総額を出し得るなどと言うことはまったくありえない。」として、すでに見たイブン・アラブシャーの説明も18世紀の著作の説明も退けた。そして、同時期すなわち14世紀の初めに今日のイランの地に存在した地域区分としてのテュメンに言及し、「ペルシアと同じく、この区分はマー・ワラー・アンナフルに入ったハーン（ケペク）に従った部族成員の間に分配された封土（удел）と関係するに違いない。」とのべている [Barthold 1918: 9; 1913-38]。イランのテュメンについては後に論じることにして。

これに対して、ヘザーレがテュメンの下位区分であるとするチェホビチは、訳注を付して

17) チャガタイ・ハーン国の実質的創設者であるドゥア・ハーンおよびその息子ケペク・ハーンの事績については加藤 1978; 1982 参照。

出版した1299年のワクフ設定文書の序文において [BD: 9-18], 主に『ワッサーフ史』によって13世紀後半のブハラおよび中央アジアの政治的事件を追って, テュメン, ヘザーレはドゥアの即位 (1282-3年) 以前またカイドゥの中央アジアにおける覇権の獲得につながった「タラスの会盟」(1269年) 以前に地域・行政区分としてモンゴルにより持ち込まれたものであるという¹⁸⁾。チェホビチが引用している最も重要な部分をあげ, 筆者の解釈で補足しよう。

このころ, カーアーン qa'ān は使者を送って, ブハラの人口調査 (shumāra) を新たに行わしめた。ブハラだけで数えられた16,000の内から5,000は(ジュチ家の)バトゥの帰属となり, 3,000はフラグ・ハーンの母クティ・ベギ(トゥルイ家のソルコクタニ)に。そして, 残りは, ジングス・ハーンの子孫でハーン位についている者が自らの物(khaṣṣ)としてそれを支配せんがために, ウルグ・コル ulgh qūl すなわち大ダライ dalāy-i buzung のものとした。

バトゥはこの5のヘザーレ全てを砂漠に追いやった。「紅き死」を知らせる「白き剣」の言葉によって「死の時」が彼らに読みあげられた [彼等は全て死んだ]。そして彼等の財産も妻たちも子供たちもまったく残っていない。 [Wassaf: 51]

ウルグ・コルの解釈はにおいておこう¹⁹⁾。ここで重要なのはヘザーレが1,000人または1,000家族であり, それらがカーアーンが新たに行った人口調査によって確定されたブハラのすなわち定住民の集団であり, それらがヘザーレを1単位としてモンゴル人王侯たちに, カーアーンによって分け与えられていることである。だが, このカーアーンとは誰であろうか。またその使者による人口調査はいつ行われたのであろうか。

この記事がベルケとフラグの戦い (1262年) の部分に挿入されているので, バルトリド以来, これは, その前後に当時のカーアーン, クビライ (在位1260-1294年) の派遣した使者によって行われた人口調査とされている [BD: 12-13; Barthold 1928: 490, 515-17]。しかし, クビライ即位 (1260年4月) の翌月には弟アrik・ブカもカーアーンとして即位し, 1264年のその投降まで両者の争いが続いている。西方でもジュチ家ベルケのキプチャク・ハン国とフラグのイル・ハン国が争い, そのさなかに中国方面を本拠地にするクビライの使者が中央アジアで人口調査を行いうるとは考えられない。このカーアーンは明らかにクビライのことではなくモンケ (在位1251-59年) のことであり, この記事は, 1256年にな

18) この時期の中央アジア史についてはバルトリドの未発表原稿があり, ソ連邦の学者によって多くの注が書き加えられ, その誤りが訂正されている [Barthold 1928: 487-494, 513-519]。チェホビチの見解も多くはこの論考, 特にソ連邦の学者たちの注によっている。引用されているワッサーフの記述は全てそれらの注に引かれているものである。また, 加藤 1970: 127-31 はチェホビチの説を詳しく紹介・批判し, 自説を述べている。

また, 杉山 1996 b: 43-68 はモンゴル帝国全体の歴史のなかでこの時期の中央アジアでの各王家の抗争の意味を明かにし, 筆者の政治史の見解の多くはこれによる。

19) ウルグ・コル, ダライの意味については, とりあえず Barthold 1928: 516-17, n. 225 参照。

くなくなったバトゥの生前、もしかしたら1252年2-3月のソルクタニ・ベギの死より以前に「新たに」行われた人口調査のことを述べている可能性がある。この可能性を検証するためにはモンケ・カーアンの時代に行われた人口調査について後に検討する必要がある。

別の箇所ではワッサーフは、1266-7年、カイドゥとの戦闘において敗北したチャガタイ・ハーンのバラクは、「全てのヘザーレとカールハーネ *kārkhāna* に（徴発の総額の）詳細を割り付け、軍の建て直しに使うためのいくらかの金バーリシュを国庫に送らせた」と述べる [Wassaf: 68]。

また、よく知られているように、1269年の「タラスの会盟」においてマー・ワラー・アンナフルの定住民の支配は以前と同じくマスウード・ベグにゆだねられ、税収の3分の2が（チャガタイ家の）バラクへ、3分の1が（オゴタイ家）のカイドゥと（ジュチ家の）モンケ・テムルへあたえられることになった [Barthold 1928: 490, 515-16; 杉山 1996 b: 43-54]。ワッサーフは、「諸王たち (*shahzādagān*) は、それぞれがブハラとサマルカンドに持っている委ねられたヘザーレ (*hazāra-hā'i ma'hūd*) と自らのカールハーネ (*kārkhāna-hā'i khāṣṣ*) で満足するべきであると決められた」とつけ加えている [Wassaf: 69]。

モンゴル帝国時代のカールハーネは「工場」「宮廷工場」と訳される。定住民征服の過程において集められた膨大な数の「工匠」すなわち手工業技術者たちは、チンギス・ハーン一族諸王、公主に分け与えられたことはよく知られているが、これらの工匠たちが、大ハーンや諸王のための生産を行うためにつくられた様々な業種のマニュファクチュアのことをペルシア語でカールハーネと呼んだのである。首都カラコルムとその周辺、燕京（後の大都）、ビシュバリク、ヘラート、タブリーズなどの征服地の諸都市につくられたほか、多くの「工場」を集めた生産基地としての都市が新たに建設された²⁰⁾。

もちろんサマルカンド、ブハラにもそれらは存在していた。諸王たちは自らの所有する工

20) トゥルイがホラサーンを征服した際にヘラートの織物工1,000戸をつれて帰って、ビシュバリクに住まわせ、ここに工場を建てて織物を作らせていたこと、オゴタイ・ハーンの時代（1229-1241）末期のイラン総督クルグズがその支配地にカールハーネをたてたこと、1264-5年イル・ハーンのアバガがヘラートに織物工場を作らせたこと、造幣局とならんでるガザン・ハーンの宮廷工場については本田 1991: 111, 141, 155, 317 参照。

高橋 1991: 14 はオゴタイの時代の燕京について「燕京地区には工匠人が集結されていたのであって、それが各投下に分割され、それぞれの管匠官人によって管轄されていたのである。」と述べる。投下とは諸王、公主、附馬、功臣たち、管匠官人とは彼らの派遣したダルガチのことである。

元朝ではこういった各地に存在する工場または工場群の工匠人集団を、中央政府管轄の組織として「局」と呼んだ [『元史』巻 85, 百官一, 29-39]。いつから局といわれるようになったのかは分からない。

1219年には、生まれて間もないフラグが工匠をもち彼に所属する「諸局」が存在したとされる [松田 1980 a: 40-41]。また、サマルカンドから移住させられた工匠が金糸織り（ナシジュ）の生産基地を形成した弘州（サマルカンドにちなんでシマーリー-蓐麻林とよばれていた）には、オゴタイ・ハーンが局をおき、宰相チンカイに管轄させていたとされる [『元史』巻 120, 鎮海伝, 10-11]。これらのモンゴル帝国初期の局は諸王が持っていた工場と工匠集団を後にそう呼んだものであろう。

匠集団の工場を両都市にもっていた。また諸王たちは、それとは別にこれらの地域にヘザーレすなわち1,000人の人間集団を与えられて（委ねられて）いた。カールハーネと対照されていることからヘザーレはおもに定住農民の集団と推定されよう。

チェホビチは以上の例から「たぶんマー・ワラー・アンナフルの労働住民は、13世紀のイランの人々と同じように自由を失い、隷属状態におかれていたのであろう。さらに、モンゴル人たちは（その支配のために）彼ら特有の「十」「百」「千」の社会編制制度を用いたのである。おそらくこの時にモンゴル人により中央アジアとイランに持ち込まれた行政用語チュメン「万」は1万人の住民または征服された地域住民の1万家族からなる区域を意味するようになった。それは決して1万人の軍をだす区域を意味するものではない」とのべている [BD:14-5]。

これに我々は、ティムールが任命された彼の祖先が持っていたといわれるシャフリサブズ・チュメンの例をつけ加えることができる。また、史料には「百」や「十」は現れないことも指摘することができるが、とりあえずチェホビチによりつつチュメンの起源を述べよう。

13世紀50年代までに行われた人口調査によって、モンゴル人は中央アジアに「十」「百」「千」の社会編制制度を持ち込んだ。人口調査により1,000人または1,000家族の人間集団をヘザーレ（「千」）とし、それをいくつか集めたものが（厳密に10の「千」ではなかったと思われる）チュメン「万」である。多くのヘザーレは王侯たちに分け与えられていた。モンゴル人にとって重要なのはまさに労働住民の集団としてのヘザーレ、チュメンであって、それが住んでいる土地・場所ではなかった。しかし、ここで注意すべきは人口調査である。人口調査によってのみ「十」「百」「千」「万」という社会編制制度は成立しうるのだが、定住民を対象とする限り、その結果を有効に使うためにはそれらの場所を明記しておかなければならない。またもしも、それらを諸王、功臣たちに分割するならば、それらはどこに存在するかということを彼らに示す必要があるであろう。既存の地名が使われ「どこそこのヘザーレ」「どこそこのチュメン」といわれたに違いない。その時点においてヘザーレやチュメンは漠然と地域区分としての意味を持ち、人間集団の意味と分かち難く結びついていたと考えられる。

次に人間集団としてのヘザーレ、チュメンの機能についてみてみよう。

バルトリドもチェホビチも明確には述べていないが、多くのヘザーレが分け与えられていたことから分かるように、これらの区分はもともと人的・物的徴発の単位として成立したものである。

イブン・アラブシャーは万の意味を取り違えて、今日に至るまで多くの研究者を惑わしてきたが、おそらく歩兵、補助兵がチュメンごとに何人かづつ（この数を彼は万と誤った）チュメンからだされていたことを言っているに違いない。過去の制度のことを言ったのかもしれないが、ティムールによる補助軍の徴発をイブン・アラブシャーは記憶していたのかもしれない。モンゴル時代の兵の調達については後で見よう。

また、おそらくヘザーレ、テュメンは税の支払いすなわち物的徴発の単位としての意味を持ち続けていた。18世紀の著者も千、万を、それらの土地が維持可能な軍隊の数と誤解し、面積まで述べているが、それらが「軍の維持費」をだす単位であったことが記憶されていたからかもしれない。18世紀にそういった機能が残っていた可能性も否定できない。また、さまざまな地域において知られているように上述の軍役はしばしばそれに見合った貢納・税金にとって代わられていったとも考えられる。

軍事的・政治的活動を開始した時点においてテュメンを得ているティムールが、わずかに1例であるが新たにテュメンを創設していること、またティムール朝末期におけるパーブルがテュメンを王侯・家臣に賜与していることは、ティムール朝を通じてテュメンが行政区分としての意味すなわち人的・物的徴発の単位として機能をもちつづけていたことを示すものである。

次にモンゴル時代についての先学たちの研究とくに本田(1991)、Allsen(1987)によって、以上の論考で明らかにし得なかったモンゴル人によって定住民の社会に持ち込まれた「十」「百」「千」の軍事的社会編制制度、人口調査、それによって生じた(中央アジア以外の)テュメンを見ていき、それによって上述の結論を補足・補強していこう。

II モンゴル時代のテュメン

1 十進法的軍事制度と定住民徴発の制度

遊牧民からなるモンゴル騎馬軍団は、最小の単位が10人隊・ハルバン harban「十」で、10の「十」を100人隊・ジャウン ja'un「百」、10の「百」を1,000人隊・ミンガン mingyan「千」、10の「千」を10,000人隊・テュメンとし、それぞれハルバン・ノヤン(または qaur noyan), ジャウン・ノヤン(または jauchi noyan), ミンガン・ノヤン, テュメン・ノヤンをその長とする十進法的軍事組織からなっていた²¹⁾。ペルシア語のデヘ daha, サデ şada, amir-i şada, ヘザーレ, amir-i hazāra, トゥーマーン, amir-i tūmān である。これらの数字は部隊の大きさ、統属関係を示す原則的指標であり厳密に取る必要はなく、特にテュメンはいくつかのミンガンからなる部隊と考えられている。

モンゴル人軍兵のリクルートについて「その法は、家に男子15以上70歳以下の者があれば、多い少ないは関係なく全て集めて兵とし、10人を一牌(ハルバン)として牌頭(qaur noyan)をおいた。彼らは馬に上れば戦闘に備え、馬を下りては集まって牧畜を行う」とある(『元史』巻98, 兵一, 2)。「家」とはおそらく1天幕または1家族世帯をさし、成人男

21) 「十」と「百」の間に、50人隊・タビン tabin およびタビン・ノヤンがおかれたらしいが全ての史料にか書かれているわけではない。

性皆兵である。

ところが、漢文史料ではチュメン以下を「十戸」「百戸」「千戸」「万戸」と訳してあたかも一部隊は兵と同数の家族集団のごとくで、モンゴル遊牧社会の十進法的編制をさしているのか軍隊編成をさしているのかははっきりしない。この関係は50年近く前に本田 1991: 17-52によって明らかにされた。

それによると²²⁾、「千人隊」すなわちミンガン（ヘザーレ）が軍制の基本単位であり、その兵を出す母体集団もミンガンと呼ばれた。それはジンギス・ハーンによって創り出された新しい遊牧部族であったけれども、以前から部族集団を指すアイマク（部落）とも呼ばれ、また部族集団の首長およびその配下の集団を指す「投下」とも呼ばれたのである。ジンギス・ハーンによって諸子、諸弟にあたえられた軍隊の単位も、功臣たちがそのノヤンとなったミンガン（ヘザーレ）つまりこのような遊牧集団であり、同時に広大な遊牧地ユルトがあたえられた²³⁾。こうしてみると「十」「百」というレベルではこの部族軍の軍事的編制をあらわしているだけと考えられが、ミンガン「千戸」を形成する下部集団として「百戸」「十戸」と漢訳されたのであろう。これに対して軍事編制上のチュメン「万戸」は千人隊・ミンガンがいくつか集まった大部隊を指したものである。

また、上のような「軍役」の他に遊牧民の各種の負担もミンガンを単位にかけられた。

オゴタイ・ハーン時代（1234年）に定められたコブチュルとよばれる「年ごとに」すなわち1年に一度の遊牧生産物（乳製品など）の供出と保有する家畜の多寡に応じた家畜税は「各地のミンガンごとに」かけられた。また同じ時に定められた駅制 yām の維持のために人員をだし、費用を負担させられたのもミンガン（ヘザーレ）であった²⁴⁾。

定住民地域の支配がはじまると、この軍事編制制度はそのまま定住民に当てはめられ、人

22) 「千人隊長は千人の軍を指揮する司令官であるが、同時に常備兵力を提供すべき義務のある部落（アイマク）の長でもあった。この部落（アイマク）は、千人隊長を領主とし、その一族を上層部とし、捕虜人口を下層部とする複合部族であり、一定の範囲の遊牧地を持つものである。すなわち千人隊長の隊長（ノヤン）は軍司令官であり、部落（アイマク）の長であり、部落（アイマク）の領主である」[本田 1991: 50]。

「この部落（アイマク）が千人隊の母体であり、部落（アイマク）の領主は千人隊長に任命されることによって、千人隊を自己の部落（アイマク）から提供することを義務づけられた」[本田 1991: 43]。

「成程それは、「千人隊」という軍隊を指すが、遊牧民にあっては同時に一集団の部族であり、一単位の行政体であった。これがいわゆる投下（aimaq）である」[本田 1991: 28-29]。

23) 95のミンガンが分配された。1207年から1211年までの間に行われた、ジンギス・ハーンによる諸子、諸弟への遊牧部民の「分民」と遊牧所領地への「分封」については杉山 1978 参照。

24) オゴタイ時代に定められた遊牧民にたいする駅制の負担を含めた徴発の内容については『秘史』: 361-72 がもっとも詳しい。東西の文献に見る「家畜のコブチュル」「草地の差發」については、本田 1991: 286-87; 阿部 1954: 79-84 参照。一例だけ上げておく。

オゴタイ・ハーンは1235年カラコルムからヒタイの諸地方までに37のヤムを設けて、「宿駅（manzil）ごとにそのヤムを守るために1ヘザーレをおいた」[Rashid: 143]。

的・物的軍事徴発体制とされた。ジュバイニーは次のように述べている。

諸地域と人民が、彼ら（モンゴル人）の支配下に入ると、（軍制と）同じ確立された慣行により、人口調査（shumār）を行い、全ての人を十、百、千単位に分け、正税（māl）以外に、軍役（lashkar）、駅（yām）、臨時経費（ikhrājāt）、糧秣（'ulūfāt）をださせた。これらの重荷の上にさらにコブチュル税を課した。 [Juvaini: I, 25 (Boyle: I, 33-34); 本田 1991: 282]

人口調査による十進法編制区分の目的が税を含めた徴発であることが示されている。後述するようにこれはモンケ・ハーンの時代に行われた征服地域統治政策の概要を述べたものである。本田 1991: 283-301 は主にペルシア語史料によりつつ、これらの徴発を表す言葉を詳細に分析しその内容を区分し、Allsen 1987: 144-216 もモンケの時代の政策としてこれらの徴発を第6章「税」、第7章「人的資源の供給」と区別してそれぞれの内容を各征服地ごとに具体的に説明している。行論上必要な概念を簡単に述べておく。

（1）正税

伝統的な地租・穀物税（西方ではハラージュ）と都市の商工業者にかかる商税タムガ tamghā [本田 1991: 285-86; Allsen 1987: 154-162]²⁵⁾。

（2）コブチュル税 [本田 1991: 209-11, 287-90; Allsen 1987: 163-170]

モンゴル人が被征服民に課した人頭税であり、遊牧民に課せられた乳製品および家畜税と同じ名称で呼ばれた。財産に応じて、原則1年に1度だけ徴収される人頭税としてのコブチュルは1250年代の初頭にモンケ・ハーンによって導入され、モンケ・ハーンが全帝国支配地で行った人口調査の主な目的はコブチュル税徴収であったと考えられる。

（3）兵糧・使者経費・駅通維持費

戦時、平時に軍が民から徴収する現物の兵糧（taghār） [本田 1991: 292-94; Allsen 1987: 186-88]。

駅（yām）の負担。定住民に課せられた臨時経費（ikhrājāt）すなわち駅通費および駅の維持のための糧秣（'ulūfāt）、駅馬（ūlāgh）の提供、使者供給（ta'ahhud）の費用負担のことである [本田 1991: 295-97]。

本来的には（2）はこれらの諸経費を賄うために課せられたものである。

（4）夫役

強制労働（bigār）。宮殿の建築、都市の復興作業、灌漑工事、狩猟、出征路の整備などへの徴用。すでに見た工匠集団の労働もこれに入れてよいだろう

軍役。その原語が明かでない qalān, モンゴル語で軍を意味する語がペルシア語に入った charik, 補助部隊、不正規兵をいみする ḥashar は全て上記 lashkar と同じく「軍役」を意味し、モンゴル正規兵の「軍役」とは異なり、歩兵それも輜重兵や補助兵への強制的な徴用

25) モンゴル人が中国、西アジア、ロシアに持ち込んだ商税タムガについては別に詳細な論考本田 1991: 323-32 がある。

を意味する [本田 1991: 297-99; Allsen 1987: 192-93]²⁶⁾。

以上の徴発が人口調査の結果に応じて行われた。

駅舎の負担と定住民のチュメンに関して、ジュバイニーは次のように述べている。

諸地域の緯度・経度に、彼らは駅舎 (yām) をおいた。維持費と諸経費 (maṣāliḥ wa ikhrājāt) を整え、人、駄獣、食料、飲み物およびその他の設備をおき、トゥーマーンごとに割り当て、2トゥーマーンが1ヤムに指定された。人口調査 (shumār) によって分け、徴発し、使者の行き来が駅馬 (ūlāgh) の消耗によって滞らないようにし、常に農民も軍も困難に陥らないようにした。

[Juvaini: I, 24 (Boyle: I, 33)]

最後の文は人口調査の結果により以前からの農民の駅舎負担を平均化することによって軽減し、それによりかえって軍事活動もスムーズに行われたことを言っていると思われる。人口調査による定住民のチュメンが設定され、その2チュメンが（おそらく今日のイラン方面に設定された）各駅をになっていた。

次に各地の人口調査とその結果現れたチュメンを見てみよう。

2 征服地における人口調査とチュメン

(1) 大ハーン・オゴタイ時代の最初の人口調査

捕虜の分配のために行われる戦時における調査をのぞけば、モンゴル帝国の征服地における大規模な人口調査は、1233年および1234-6年にかけて行われ、「乙未（1235年）籍冊」とよばれる戸籍簿が作られた戸籍調査が最初のものであるといわれる。その対象は1234年に滅亡した金の支配した河北（モンゴル人がヒタトと呼び、ペルシア語ではヒタイと呼ばれた黄河以北の土地）であった²⁷⁾。

この人口調査がどのような基準で行われたかはよく分からないが、1229年のオゴタイ即位の年に、「戸（家族または世帯）でもって計る」か、「丁（成人男性）でもって計る」かの

26) Allsen 1987: 229 は、ケラーン qalān について「貢納すなわちコプチュルに対して、特に現物で取られる農業税を指すモンゴル人によって定住民に課された伝統的な税」と述べ、その意味を完全に誤っている。これは本田が注意しているように [299] 「ケラーンとコプチュル」と併記されてモンゴルの酷税を指すことが多いこと、ケラーンは現金納入で代用されたことによる誤解である。

27) この「戸籍調査」と翌年の「分地分民」に関しては松田孝一の一連の論文 [松田 1978; 1985; 1990] があり、ほぼ議論が尽くされ、我々は安心してその結論の上に議論を組み立てていくことができるであろう。それに対して Allsen 1987: 125-30 は誤った論文の結論の上に立って議論を展開しており、従い得ない。

松田の結論のみをあげておこう。

「乙未籍冊に登録された戸数は、甲午—乙未年（1234-36）の調査によって登録された戸数そのものであって、その中には、癸巳年（1233）の調査報告数を含んでいたものである。総戸数は——中略——111万余戸であるが、兵の徴集の対象となり得た数値としては、1,004,656戸であったのである」 [松田 1985: 42]。

「この戸籍登録当初に存在した100万戸余りの戸数は、その後逃戸が生じたため、1241年に減額され、723,910となった。すなわち、（「乙未籍冊」の登録戸数として通用されていた）「72万戸」とはこの減額された「乙未籍冊」の概数であったのである」 [松田 1990: 457]。

議論があり、結局オゴタイは「河北の漢民の戸を計り、(戸ごとに)賦調を出させて、耶律楚材をその責任者とし、西域人は丁を計り、(丁ごとに)賦調を出させて、麻合没的・滑刺西迷 Maḥmūd Khwārazmī (Yalawachi) をその責任者とした」とある『元史』巻2、太宗、1]。

すでに旧金領内の一部の地域と中央アジアにおいて人口調査・徴税がはじまっていたようである。また、この記述から、1235年の戸籍においても河北においては同じく戸(その内実はよく分からない)ごとに登録されていた可能性は高い。ただ、後述するように丁数も把握されていた。

また、この後すぐヤラワチは中央アジアに帰任しているので、後述する「サーヘブ・ヤラワチが、マー・ワラー・アンナフルにおいて定め、コプチュルと呼ばれている」[Juvaini: II, 254] 税法はこの後10年の間に(ヤラワチは1241年オゴタイが生きているうちに再び中国方面に赴任した)西域すなわち中央アジアで施行されたものかも知れない。上記(2)で見たようにコプチュルは丁ごとにかかる(すなわち人口調査を前提とする)人頭税である²⁸⁾。

さて、この乙未年籍はおそらく金時代の行政区分である路、府、州、県ごとに人民を登録したものであろう。翌年(1236年)、登録された人民 irgen (なぜかこれを漢文では「民戸」と訳する)のうち、少なくとも76万戸以上をオゴタイは諸子、諸弟、公主、附馬などのジンギス・ハーンの一部族および功臣たちに分与し、彼らは与えられた行政地域ごとにダルガチを派遣し、徴税の体制をとった[松田1978]²⁹⁾。

この「分地・分民」(「丙申年の分撥」)と前年のクリルタイによって決定された諸王たちの率いる軍隊による南宋遠征、ロシア・東欧遠征[杉山1996a: 75-87]とは無関係ではあるまい。また、オゴタイ・ハーンの晩年には「72万戸」と大幅に戸籍登録数が減っている

28) 後にみる軍制などから判断すると、結局この議論は1丁を出す母体を1戸とすることで決着したように見える。おそらくモンゴル人にとっては「丁」でも「戸」でもどちらでもよいことで、まさに労働力としての人間の把握のみが問題であって、登録の方法は定住民出身の書記たちの問題である。それ故に現地出身官僚の意見が聴せられるのであろうし、また既存の戸籍を利用することも行われたであろう。したがって人頭税ジズヤの伝統のある中央アジアと「戸」による戸籍調査の実績のある華北では異なる登録の仕方がなされたと思われる。

29) この人民と土地の分割は、モンゴル政権が金の制度を踏襲した行政区区分である路の「細分化」と関係している。前田1973: 158-9, 161によれば、河北には「オゴタイ朝前半には十を少し越える程度」であった路が、1235年を越えると「陝西・河南・満州方面を別にしても17路以上を数える」に至り、オゴタイ没後の時期(1245年ごろまで)には20余路となっている。杉山1993: 133は、山東・河北地区の路の区画の不連続や飛び地の存在を指摘して、これらは「オゴタイの8年(1236)丙申に実施された漢地の戸口分配、すなわち丙申年の分撥で確定したモンゴル諸侯の河北分領に則り、クビライ政権が多少修正を加えつつも、ほぼその枠組みに沿って新しい州県名をつけて公式化したものである。」と述べている。これらの「細分化」された路は、人民の分割・分与によって編成された新しい行政区分であると考えられる。なお、カサル王家「華北投下領」の元時代における支配の実態は杉山1993: 132-142参照。

こととも関係あるだろう。1236年前後に建設中の首都カラコルムは、河北から連れてこられた膨大な数の中国人によって造営されたことは周知の事実である。この時期チャガタイをはじめとする諸王たちも自己の遊牧地に多くの都城を築き、そこには中国人コロニーが多く見られた。上記(4)軍役、強制労働のために多くの民戸が徴用されたと推定される。またそのための分割・分与であったと考えられる。

次に、大島 1992: 128-228 を参考にし、その物的・人的徴発の体制を見てみよう。

(a) 税糧(丁税・地稅)

1236年丁税と地稅はあわせて施行され、「丁税が少なく地稅の多い者は地稅を納め、地稅が少なく丁税の多い者は丁税を納める」という奇妙な形態をとっている正税である³⁰⁾。すでにみた戸を基準に、戸の保有する土地面積による伝統的?課税と、モンゴル人が持ち込んだ人に対する課税との折衷である。

(b) 商税

モンゴル人が持ち込んだ都市の商工業者にかけられる売上税。上記(1)のタムガの漢訳語が「商税」。「太宗(オゴタイ)甲午年(1234年)」はじめて行われ、至元7年(1270年)税率が30分の1に定められたが、それまでの税率はわからない【『元史』巻94, 食貨二, 商税, 21-22】。

(c) 科差

科差は差發などの語と同じくコプチュルの漢訳語である【阿部 1954: 84-86】。モンゴル時代の中国には絲料と包銀という2種類のコプチュルがあったことはよく知られている。そのうち1236年に決定された絲料とは「2戸絲」と呼ばれ、2戸で1斤の絹糸を中央政府に納める税と「5戸絲」とよばれる5戸で1斤の絹糸をそれぞれの民が分与された遊牧領主へ納めることからなっていたが、徴収制度は不明である³¹⁾。

また、コプチュルはすでに述べたように駅伝設置やそれらの施設維持費のための名目で徴収されるものである。絲料においては中央政府と民を「所有」する遊牧領主たち(投下, 位下)の両者がそれを担い、負担する原則で、両者が負担に応じて税を分配するのであるが、負担の割合が問題である。

しかし、それらは名称の意味から分かる。

30) 「諸路に民戸の成丁の数を調査させて、丁ごとに毎年、粟2石、馭丁(成人奴隸)は5升を課した」【『元史』巻93, 食貨一, 税糧, 8】。

同じ年に定められた地稅は「上田, 每畝3升半, 中田3升, 下田2升, 水田5升の税率」である。この二つの税の関係については大島 1992: 148-49 参照。

31) 「科差の名には2つあって、絲料といい、包銀という。その法は、それぞれ戸の上下を調べて科した。絲料の法は、太宗丙申の年(1236年)にはじめて施行した。2戸ごとに絲(絹糸)1斤(約600グラム)を出して——中略——官におくり、5戸ごとに絲1斤を出して——中略——本位(諸王, 后妃, 公主)におくる」【『元史』巻93, 食貨一, 科差, 12】。

科差および絲料については阿部 1954: 75-6 ; 大島 1992: 148 参照。

「2戸絲」(2戸ごとに1斤)、「5戸絲」(5戸ごとに1斤)の名称は、両者が一括して10戸ごとに7斤かけられ、5対2の割合で分割されたことを示す。負担および取り分の割合は5対2である³²⁾。またこのことから、絲料負担は10戸単位であり、「十」と言うユニットがこの時の戸籍には存在していたものと推定される。

(d) 軍役(軍戸の制) [大島 1992: 184-203]

『元史』巻98, 兵一, 2はモンゴル軍の成人男子皆兵の十進法編制の軍制を述べた後「やがて中原(河北)を平らげると民を発して, 卒(歩兵)とし, 漢軍と称した。貧富を調査して甲乙として, (1戸で)一人を出す戸を独戸軍(独軍戸?)とし, 2, 3戸をあわせて一人を出すならば, (出した戸)が正軍戸で, 残りは貼軍戸とした。男丁(の割合)で論ずるならば, 嘗ては20丁に1卒を出したが, 至元7年には10丁に1卒をだしている。また戸でもって論ずるならば, 20戸に1卒をだした」とある。

後段[兵一, 兵制, 3-4]のオゴタイ時代の「漢軍」の徴兵に関しては「1牌子(10戸)ごとに軍1名」「20人ごとに1人」「20戸ごとに1名」だとか「20丁ごとに1名」となっており, その基準ははっきりしない。太宗13年(1241年)の報告によれば, 1235年の戸籍と関係づけて「忽都虎(シギ・クトック)たちがもともと戸籍に登録した諸路の民戸は1,004,651戸であったが, 逃亡した戸をのぞくと723,910戸であり, 路ごとに集めた全ての軍は115,471名であったが, 数を点検すると97,575人に過ぎない」とあり[兵一, 兵制, 4], 当初は, 10戸に1名強の割合であったとされている。

筆者は不確実ながらこれらの数値の中に定住民の十進法的編制を見ることができると思う。少なくともテュメンが1万人の軍をだす単位であるというイブン・アラブシャーが誤っていることは明かであろう。

これらの軍戸(正軍戸, 貼軍戸)は後述の站戸とともに, 耕作地4頃(約22ヘクタール)までは免税とされ, 兵をだした軍戸は, 軍制上のアグルク *aghruq*「奥魯」として後には他の民戸とは別に管理された³³⁾。

(e) 站役(站戸の制)

1235年オゴタイはカラコルムから河北までの間に37駅をおいたが, 河北内にも多くの駅

32) 絲料は元朝になって倍増され14斤になったが, 取り分比はかわらなかった。

33) *aghruq* (ペルシア語 *aghrūq*) はおそらくトルコ語で「重いもの」とか「重い家財」の意味であるが, モンゴル人はこれを遊牧民にとっての「本営」すなわち「兵士たちが出た後に残された家族集団」の意味で使い, 軍制上では輜重とか兵站部とか留守部隊の意味となる。モンゴル人にとっては軍隊がでた後のミンガン遊牧部族そのものをさし, それは留守部隊であり, 輜重隊, 兵站部としての役割を果たすのである。この言葉が出征後残された定住民の軍戸にも当てはめられた。理想的にはモンゴル人の戸は全て軍戸であるが, 先に見たように定住民の場合はその一部である。*aghruq*, その音訳「奥魯」および元朝におけるその制度については村上 1940を参照。ただ, 村上 1940: 33-34は, その漢軍軍戸の戸数を72万戸と誤り, Allsen 1987: 199も誤りを踏襲している。「72万戸」が本文で引いた減額された乙未籍冊の数値の概数をさし, 後にその戸籍登録戸数と認識されていたことについては松田 1990参照。

站が作られた。遊牧民によって維持される草原の蒙古站赤・達達站赤と区別された漢站と呼ばれる駅を担わされていたのは定住民からだされた站戸である³⁴⁾。

太宗元年（1229年）の詔勅によれば、站戸は「100戸ごとに漢車10そろいを備えさせ、それぞれの站到米倉をおいて、站戸は、毎年、1牌（10戸）より米1石を納めさせ、100戸の一人に命じてこれをつかさどらせる」ことが命じられている〔羽田 1957: 5-6, 74-5〕。年代が早すぎる嫌いはあるが、明らかに站戸は十進法的軍事組織として編制されていることを示す。すなわち、一駅の站戸は原則100戸からなり、10戸ごとに荷車1そろいと人員（10人?）を出し、それ以外にそれぞれの10戸は、毎年駅に備える食料（米だけではないと考える）納入を義務づけられた。また、站戸の100戸を管轄する百戸長（これも「百戸」という）はその中からだされていた。また、站戸は軍戸とまったく同じ扱い（土地4頃までの免税、アグルクを編制すること）をうける。すでに遊牧民の駅がミンガン「千戸」に委ねられていたことをみだが、漢站においても定住民の「千戸」に負担を負わしめ、その100戸はそれぞれの「千戸」からだされていたとは考え過ぎであろうか。

以上、徴発は人口調査による定住民の十進法軍事編制区分に則って行われていたのを見た。すでに見たさまざまな人的・物的徴発は、すでに1230年代半ば過ぎには、最初の人口調査によって旧金領河北に完成した姿で現れていたのである。

最後に中央政府（大ハーンの権力）と諸王・諸侯たちへの人民の分割の関係をみよう。

オゴタイの時代を通じて、旧金領河北は、前田 1973: 153-160 が明らかにしたごとく、「ヒタット統治最高機関」たる燕京行臺尚書省とよばれる大ハーン直属の（モンゴルの内地に対する）外地域統治あるいは属領統治機関によって支配されていた。人口調査および分割、税糧、絲料の徴収、おそらく駅の管理もこの機関によって行われた。オゴタイ時代の外地・属領について、後のペルシア語史料は次のように述べる。

カーアーンは、全てのヒタイ地方をサーヘブ・マフムード・ヤラワチに委任した。ウイグルスタン、ビシュバリクとカラ・ホージャ、ホタン、カシュガル、アルマリク、カヤリク、サマルカンド、ブハラからなるジャイフーン川までの地をヤラワチの息子マスウード・ベグに、ホラサーンからルームとディヤル・バクルの辺境までをアミール・クルグズに委任し、これらの諸地方の全ての税を集めさせ、国庫に送らせた。 [Rashid: 244-45; 本田 1991: 424-25]

河北、中央アジア、イランの3の外地・属領がそれぞれ3人の長官の下に大ハーンから直接委ねられていた。ヒタイのヤラワチを長官とする機関が燕京行臺尚書省であることは言うまでもないが、後の二つが『元史』3巻、憲宗、2-3の「別失八里等処行尚書省」「阿母河等処行尚書省」である〔本田 1991: 101〕。

34) 羽田 1957: 1-129 はモンゴル帝国の駅伝制についての4つの研究からなり、元朝の駅伝制度についてはまず参照すべき研究である。

これらの大ハーン直轄領と諸侯への分割については前田の要約「尚、大汗国直轄領とは云い換えれば全汗国諸封建王侯の共同領である。それ故例えばヒタットには各封建諸王侯の領地があり、それをまとめてヒタット統治最高機関が治め、この機関は大汗派遣のエヘ・ジャルグチを頭としてその下に諸封建王侯派遣の代表者が集まり統治に当たっていたのである」[前田 1973: 197] を引用するだけで十分である³⁵⁾。

(2) 大ハーン・モンケによる人口調査

1251年トゥルイ家のモンケが、大ハーンに即位すると、3大直轄領および大ハーン・オゴタイ時代の人口調査以降に征服された地域に対して大規模な人口調査を命じ、上述ジュバイニーの引用にあるように定住民を編制し、全帝国規模で徴発の体制を強化し、新たな征服活動に備え、同時に征服軍が派遣された。その過程はほぼ Allsen (1987) によって明らかにされているが、その不十分な点を補いながらテムメンに焦点を合わせて順次述べてみよう。

ヒタイと中央アジア

モンケは1251年7月のクリルタイで即位すると中国方面においてもさっそく再調査を行わせ、「中原において民丁(民の丁?)を料って」、「憲宗2年壬子(1252年)、再び戸籍に登録し(又籍之)、20万余戸が増えた」という[『元史』巻134、月乃合伝、3;巻58、地理一、1]。この時の戸籍が乙未年籍とならんで元時代の基本的な戸籍となる「壬子年籍」である。

松田 1980 a: 42-44 によれば、この年からモンケは直ちに分割・分与を開始し、1258年までに14万戸以上を一族、功臣に分与した。この数の中にはモンケの即位に反対して取りつぶされたオゴタイ家、チャガタイ家の諸王家が保有していた民戸、前回の分割・分与には含まれていなかった陝西、河南の民が含まれていると思われる。モンケの一族トゥルイ家に対して多くの賜与が行われたが、松田が注意しているように、弟たちへの、すなわちフビライへの「京兆(後の西安)の8州12県」、フラグへの彰徳路の25,056戸は、前年に決定しているフビライの雲南遠征(1252年モンゴル出発)、フラグのイラン遠征(1253年出発)を前提にしての分与である。

また、この再調査は、ヒタイ方面にもうひとつのコプチュル、包銀の導入を前提として行

35) イラン総督府すなわち阿母河等処行尚書省も燕京行臺尚書省と同様なあり方をしていたことおよびオゴタイ時代の長官アミール・クルグズについては優れた専論本田 1991: 101-126 参照。

すでに述べたように、ヤラワチはオゴタイ末期に再びヒタイ方面の管轄に帰り、憲宗モンケは即位に際して、彼のヒタイにおける地位とその息子マスウード・ベクの中央アジアにおける地位を追認している [Juvaini: III, 73 (Boyle: II, 597)]。

マスウード・ベグは、1269年の「タラスの会盟」においても、マー・ワラー・アンナフルの支配を委ねられており、ヤラワチが中国方面に去ったのが1241年とすれば、30年近く中央アジア総督であったことになるがその支配の実態はほとんどわからない。

われた。年ごとに1丁または1戸に6両(約224グラム)の(おそらく秤量貨幣として通用していた)銀を出させたとある³⁶⁾。しかし、絲料の場合やイランでの課税の方法からすれば、10丁または10戸ごとに60両の銀が科せられ、既存のコブチュル、絲料徴税ユニット(10戸に7斤)がそのまま使われてたものであろう。

以上のヒタイでの一連の人口調査、分割・分与、コブチュル課税は1251年7月に開催されたモンケ即位のクリルタイで3大直轄領全てにおいて同時並行的に行われるものとして決定されたものと思われる。

ジュバイニーはクリルタイにおいて決定された内容を「(モンケは)年ごとの設定額を、ヒタイの諸王国では金持ちは11ディーナール、階級に応じて下層は1ディーナールとし、マー・ワラー・アンナフルはこれと同じとし、ホラサーンでは金持ちは10ディーナール、貧者は1ディーナールとした」[Juvaini: III, 78-79 (Boyle: II, 600)]とのべるが、これはコブチュルの一人宛の上限、下限を定めたものである。すでにみたように中央アジアではヤラワチにより人頭税コブチュルが行われていたが、これと同じタイプのコブチュルが他の直轄領にも導入されることとなったのである³⁷⁾。かつて人口調査の行われていたヒタイ、中央アジアにおいてもさっそく新しい(ヒタイについてすでに見た)人口調査と査定が行われた。

ジュバイニーは、クリルタイの結果を述べた後、「(モンケ・カーアーンは)諸税の税額の決定(taqrīr-i amwāl)と人々の名の登録(tahrīr-i asāmi-yi rijāl)のために、ハーキムたちḥakīmānとシャフネたちshahṇagānと書記たち(kataba)を任命した」と述べ[Juvaini:

36) 「包銀の法は、憲宗乙卯の年(1255年)にはじめて定められた。はじめは漢民は包銀6両を科せられ、納めていたが、この年になって、ただ4両だけを徴収され、2両は銀を納め、2両は絲や絹や顔色(染め物?)などの物を代わりに納めた」[『元史』巻93, 食貨一, 科差, 12]。

阿部 1954: 131が指摘したように1251年から1255年までは、6両包銀が科せられ、55年になって4両に減額されたと考えるべきであろう。包銀は元の時代を通じて、絲料と並行して科せられた。松田 1990: 445の引く例によれば中央政府と民の所属する領主との取り分比は1対1であったのではなからうか。

37) この時のコブチュルについてジュバイニーは別のところで次のように述べる。

「サーヘブ・ヤラワチがマー・ワラー・アンナフルにおいて定め、コブチュルと呼ばれる税法に決定した。それは、一人が、一年に一度、その財力と富に応じて支払い、いったんその量をはらえばその年には2度と請求されることはなく、その人には2度と割り付け(ḥawāli)られることもないというものである。結局これにより、金持ちには10ディーナールを、階級に応じて貧者には1ディーナールを課すことを命じ、その収益は軍役と駅舎の経費と使者の経費(ikhrājāt-i ḥashar wa yām wa kharj-i ilchiyān)に使うことを命じた」[Juvaini: II, 253 (Boyle: II, 517)]。

これらの値が(11~1ディーナール, 10~1ディーナール)が、どのようにしてヒタイでは1丁(1戸?)平均6両の銀となり、イランでは「10人に70ルクニー金貨ディーナール(dinār-i rukni)」になったのかはわからない。中央アジアはヒタイと同じ(11~1ディーナール)とされたが、具体的な徴税額はわからない。

Ⅲ, 73 (Boyle: II, 596)], 続けて、ヒタイへのマフムード・ヤラワチ、中央アジアへのマスウード・ベグの任命を述べる。二人はクリルタイがはじまる以前にモンケの下に伺候しており、早々の帰任を許されたという。イラン総督アルグン・アカはクリルタイには出席することはできず、1252年5月2日にカラコルムのモンケの下に出頭したが、その前にビシュバリクですでに帰任していたマスウード・ベグに会っている [Juvaini: II, 252 (Boyle: II, 515)]。これらのことより、中央アジア、ヒタイにおいて、人口調査は1251年の末から1252年の初めにははじまっていたと考えられる。ヒタイについてはすでにみたが、中央アジアについては、筆者はI.6でみたワッサーフがのべるカーアーンによる「新たに行われた」ブハラのおそらくマー・ワラー・アンナフル全体の)人口調査とヘザーレの分割・分与はこの時のことを述べたものとする³⁸⁾。

イラン、アルメニア、グルジア

イラン方面の直轄領はアルグン・アカによる人口調査が行われた。これは直後に出発したフラグ率いる西アジア遠征軍の補給の確保が目的であった³⁹⁾。

アルグン・アカは、1年あまりの滞在の後、1253年8-9月にモンケの宮廷を発ち、ホラーサーンに帰任した。さっそく10人に70ルクニー金貨ディーナールのコプチュル税率を決め、「人口調査 (shumāra) と千人宛の地域区分 (hazāra) とコプチュルの割り付け」[本田 1991: 123] のために各地に官員を派遣した。この時あげられているのはホラーサーン地方、マーザンダラーン地方、イラク・アジャム地方、ヤズド (イラク・アジャム地方)、イスファハーン (イラク・アジャム地方)、タブリーズ (アゼルバイジャン地方) である。アルグン自身は、バトゥの宮廷に向かい、「(カスピ海の西岸) デルベント経由でグルジア、アッラーン、アゼルバイジャンに向かい、人口調査とコプチュルの仕事と諸税の税額の決定をなした後イラクへいった」[Juvaini: II, 258 (Boyle: II, 521)]。その後、1255年末には中央アジアでフラグを迎え、1256年3-4月にはカラコルムのモンケの下に出頭している。おそらくこの時に人口調査の報告がなされ、戸籍も提出されたのであろう。この時点で分

38) 周知のように、ジュチ家のバトゥ、母のソルコクタニ・ベギの尽力により大ハーン (カーアーン) となったモンケが、ブハラの新人口調査で得た民の半分を二人に分与しているのは恩賞の意味があったのかも知れない。1252年2月のベギの死に間にあったかどうかはわからぬが、ヒタイにおいては1252年中に戸籍が完成して分与もはじまっていることからみて、中央アジアにおける分与はその年のうちか遅くとも翌年であろう。すなわち、ワッサーフは約10年ほど年代を誤っていることになる。これはカーアーンをモンケとは取らずにフビライと誤解し、その即位直後に行われた人口調査と分割・分与の情報をフビライ即位の直後に入れてしまった結果と考えられる。

39) 自らが携わったであろうジュバイニーの報告 [Juvaini: II, 255-262 (Boyle: II, 517-525)] のあるイラン、アルメニア、グルジアにおける人口調査、コプチュル査定については、すでに阿母河等処行尚書省事、イラン総督アルグン・アカの事績をあきらかにした本田 1991: 119-126 がその過程を明瞭に述べ、Allsen: 130-134 は他地域での人口調査と比較しながら論を進めている。また、その方法・目的については、すでにジュバイニーの記述を引用し II.1 で述べた。

割・分与が行われた⁴⁰⁾。アルグン・アカは、この後（1258年）アッラーンに進駐したフラグの下に出頭し報告を行い、再びグルジアに就いて「人口調査（shumāra）と千人分け（hazāra）の仕事 [Juvaini: II, 261 (Boyle: II, 524)]」をおこなった。

北川 1997: 79-81 に拠れば、このアルグンの2度にわたる調査によりグルジアは「税制上の単位」であり、「軍徴発の単位」である9のチュメンに分けられた。

イランのチュメンに関しては、1339-40年にムスタウフィーによって書かれたモンゴル時代イランの詳細な地誌『心魂の歓喜』[QN]のチュメンなる地域区分がほぼこの時の人口調査によって設定されたものと思われ、官員が派遣された地域、アルグン・アカ自ら調査を行った地方と一致する。QNからチュメンの名称だけあげよう。

イラク・アジャム地方（「9トゥーマーンからなる」[QN: 47]）[QN: 47-74]

- (1-2) イスファハーン・2チュメン tūmānayn-i Iṣfahān
- (3) レイ・チュメン
- (4) ガズヴィーンまたはスルターニヤ・チュメン⁴¹⁾
- (5) コムとカーシャーン・チュメン
- (6) 大ロール・チュメン tūmān-i Lur-i Buzurg
- (7) 小ロール・チュメン tūmān-i Lur-i kūchik
- (8) ハマダーン・チュメン
- (9) ヤズド・チュメン

アゼルバイジャン地方（「9トゥーマーンからなる」[QN: 75]）[QN: 75-89]

- (1) タブリーズ・チュメン
- (2) アルダビール・チュメン
- (3) ピーシュキーン・チュメン tūmān-i Pishkin⁴²⁾
- (4) ホイ・チュメン（ウルミヤ湖の北）
- (5) サラーブ・チュメン（タブリーズとアルダビールの間）
- (6) マラーガ・チュメン
- (7) マランド・チュメン
- (8) ナフチェバーン・チュメン⁴³⁾

40) 「このたび、諸地方の人口調査（shumār-i wilāyat）が終了したので、世界の帝王は、諸地方を全親族と兄弟たちに分配した」[Juvaini: II, 260 (Boyle: II, 523)]。

これが憲宗6年丙辰年（1256年）の「アム川のイスラム教徒たち（回回）の降ってきた民を、諸王、百官に分け与えた」[『元史』巻3、憲宗、7]の記事に対応することは本田 1991: 123が指摘しているとおりである。アム川とはもちろん阿母河等処行尚書省の略である。

ジュバイニーは、アルグン・アカが人口調査に出発するに当たって、モンケはノケル nōker として、2人のアミールをアルグン・アカにつけ、また兄弟たちクビライ、フラグ、アリク・ブカ、ムゲ Mūkā（トゥルイの8番目の息子）それぞれのためにノケルとして1人ずつのアミールをつけたことを伝えている。[Juvaini: II, 255 (Boyle: II, 518)]。彼らはおそらく分与されることを前提にしたそれぞれの王家派遣の監視役であったものであろう。

41) 「初めは、このトゥーマーンはガズヴィーンに帰せられていたが、後にスルターニヤが建設され、イランの首都となったので、そちらの名に帰するのが適当であろう」[NQ: 55]。

イル・ハーン国オルジェイトゥ（在位 1304-16年）によって建設されたスルターニヤについては優れた専論「スルターニヤの建設」[本田 1991: 343-356]がある。

42) タブリーズの北東アーハルの町を中心とした地域。現在はミーシュキーン地方と呼ばれている。

43) 8チュメンしかあげられていない。おそらく、イスファハーンと同じくタブリーズが2チュメンであり、書き漏らしたものであろう。

大アルメニア地方

アフラート・テュメン⁴⁴⁾

マーザンダラーン地方（「7 トゥーマンからなる」[QN: 159]）

- (1) ジュルジャーン（グルガーン） (2) ムールースターク Mūrūstāq
 (3) アスタラバード (4) アームルまたはロスタムダール (5) デヘスターン
 (6) ルーガド Rūghad (7) シャーフ・ルスターク Shiyāh Rustāq⁴⁵⁾

ホラーサーン地方

ムスタウフィーは、ホラーサーンをそれぞれニシャプール、バルフ、メルヴ、ヘラートの4大地域 (rub') に分けているが、ヘラートだけ「9 テュメンからなる」[QN: 151] としている⁴⁶⁾。

以上がバルトリドが指摘したペルシアのテュメンである。大アルメニア、ホラサーンの部分がやや不明であるが、グルジアからヤズドまで南北につらなり、レイからマーザンダラーンを経て中央アジア方面に連なるテュメンが設定されたと考えてよいだろう。2 テュメンが1 駅を担うことはすでに見たが、これらのテュメンの設定と駅伝の設置とは密接な関係があったと考えられる。これらの分割・分与が以後どうなったのかはまったくわからない。

雲 南

モンケ・ハーンの時代に新たに征服された地域の一つは雲南である。そこはモンゴル人にはカラ・ジャン、チャガン・ジャンの住むところとして知られ、後理と呼ばれる王朝があった。1253年にフビライ率いる遠征軍により征服されて以降、1275年の雲南行省の成立までの過程は松田(1980 b)によって明らかにされている。それによれば、雲南の土着民の支配に関しては、「クビライは国都大理に入城するやすぐさま図籍を探させ、支配のための資料の入手をはかり」、チャガン・ジャンすなわちモン地域をのぞき「他の大理や37部蛮(カラ・ジャン)の地域には19の万戸およびその下の千戸・百戸が設けられ、軍事組織による支配機構が作られた」とされる[254-55]。クビライ自身は1254年には早々に引き上げているので、これらの体制は副将ウリャンハタイにより、後理国の国王段興智の協力を得て作り上げられたものと思われる。1256年秋のモンケへの報告にはウリャンハタイは段興智をとも

44) 「大アルメニアはイランに属し、人口調査に拠れば (bi-hisāb) 1万 (yak-tūmān) であり、アフラート・テュメンとして知られる」[QN: 100]。

アフラートはヴァン湖の西岸の都市である。大アルメニアとしては西によりすぎているので、実際大アルメニアがどのように分割されたかは保留しておいた方がよいだろう。大アルメニア地方でのアルグン・アカの調査の様子は北川1997: 80-81にアルメニア語史料からの翻訳がある。

45) (2)(6)(7)の位置は不明。

46) ヘラートの7のテュメンにアルグン・アカが言及している例があり、ムスタウフィーは9テュメンの名を挙げているわけではないのだが、ヘラート、イスフィザール、フーシャンジュ、バーハルズ、バドギース、ジャーム、チシュト、ハーフ、ザーワがこれにあたとされている[本田1991: 147]。

なっている [255]。

これらの万戸以下の組織が、すでに述べてきた定住民の軍事編制区分・徴発体制であることは疑いない。南宋攻撃の一環として行われた安南征服、後の今日のビルマの方面への征服軍の派遣は全て雲南を補給基地として行われており、温存された段興智およびその後継者たちの旧後理国の支配のもと、万戸・千戸・百戸の組織はモンゴル軍の軍事活動を支える軍戸の設定や駅舎の設置などの人的・物的徴発の体制として機能したと思われる。

さらに、これらの万戸・千戸は1275年の雲南行省の成立前後の雲南への路・府・州・県制の導入において、これらの中国の行政地域区分にはほぼそのまま移行させられた。そのあり様を見てみよう。

現今の昆明、当時の善闡を中心とする地域は人口密集地帯であり、1255年4万戸に編制された。この4万戸を合わせて1270年大行政区画中慶路が編制されのだが、善闡万戸（善闡の他2つの千戸をふくむ）が路の中心すなわち大行政区画の中慶路全体の行政府のある地域としての路（これも中慶路という）となり、後の3つの万戸、嵩明万戸（他2千戸を含む）、陽城堡万戸（他2千戸をふくむ）、巨船万戸（他2千戸をふくむ）はそれぞれ嵩明州、晋寧州、昆陽州となり、もともとは陽城堡万戸に属していた安寧千戸は他の2つの千戸をあわせて安寧州となっている。すなわち大行政区画の中慶路は、1路（3県を含む）4州（8県を含む）からなる。この場合万戸に属していたそれぞれ名称を持つ千戸はすべて県とされている。

やはり人口密集地の旧後理国首都の大理地区は1256年上下2万戸に編制されたが、1270年合併して大理路となる。すなわち、別の千戸であった2つの府、もともと上下2万戸に属していた千戸であった5の州を合わせた大行政区画大理路の中心となる路「大理路」となっている。

このほか万戸がそのまま路になる場合が一般的であり、多くの場合、千戸は州となっている。

大理路と中慶路の間の威楚路は、1256年に設置された威楚万戸が1271年路となったものであり、千戸であった鎮南州と南安州、中統3年（1262年）に征服された開南州と威遠州を合わせて大行政区画「威楚開南等路」を形成した⁴⁷⁾。

すでに他の地域でも人口密集地と思われる地域にはいくつかのチュメンが設定されている例は見た。イランの人口調査とチュメンの出現とほぼ時を同じくして現れたこれらの雲南の万戸はチュメンと同様な機能を持ったものと思われる。また、もともと路州県制が存在した河北とは異なり、逆に雲南ではあくまでも人間の分割把握である万戸、千戸、百戸の区分の上に路州県が当てはめられた。それぞれが、おそらく機能はそのままで中国的行政地域区分

47) 以上『元史』巻61、地理四、1-4、24-27；松田1980b:258-259。これらの路、州、県の所在は潭其驥主編『中国歴史地図帳 第7冊 元・明時期』（地図出版社）1982、25-26参照。

として存続していったものと思われる。またこれは河北においては定住民の徴発の体制としての「万戸」「千戸」が表面に現れてこないことの一つの説明となるかもしれない。

チベット

1239年、オゴタイの第2子コデンは、軍をチベットに派遣して服従を要求し、これに応じて1244年サキャパの高僧サキャ・パンディタが甥のパスパを伴ってコデンに会うために西涼に向かった。1247年に会見し、それ以来サキャ・パンディタイはコデンのもとにとどまり、チベットはサキャパの支配するコデンの所領として帝国の一部となった⁴⁸⁾。おそらく、サキャにいるサキャパのベンチェン dpon chen, サキャザンボが実質的な支配を行っていたものであろう。

これに対して1251年に大ハーンに即位したモンケは軍をチベットに派遣し⁴⁹⁾、同時に使者を派遣して人口調査をおこなった。この結果、中央チベットすなわちウー・ツァン Dbus Gtsang 烏思・蔵は多くのチコル khri skor 「万区」にわけられた⁵⁰⁾。これが『元史』巻87、

48) サキャ・パンディタが涼州からチベットの聖職者にモンゴルへの服従を求めて出した手紙に「モンゴルの王」コデンの言葉がでていいる。それによれば、モンゴルの法に従うべきこと、サキャパをダルガチに任命したこと、協力して俗人の人口調査を行うべきこと、貢納を出すことを要求していたことがわかる [Tucci 1949: 10-12]。

河西のコデンおよびコデン王家については杉山 1991 参照。

49) 1251年の即位において、モンケは「……、コリダイ和里解をチベット等の蒙古・漢軍を統括させ、それぞれが征服に向かった」[『元史』巻3、憲宗、3]とあるコリダイは、チベット語史料にあるコデン家(1251年にはコデンは死んでいる)から派遣された Do-be-ta'i とともに1251年から53年にかけてチベットに侵入した Hur-ta'i である [Szerb 1980 b: 278-80]。

50) Szerb 1980 b: 280 は同時代史料であるパスパの1252年2月16日付の手紙およびもう一通の手紙に言及されているモンケのヤルリグ [Szerb 1980 a: 291-92, 298-99] にきたるべき人口調査のことがふれられていること、モンゴル・セチェン・ハーンが送ったとされる使者 Tāmen による初めての人口調査の詳しい記述の後に、フビライが雲南遠征に向かったことが記されていること(上述したように1253年のことである)から人口調査の使者を派遣したのはモンケであり、1252年から53年にかけて調査がおこなわれ、13チコルに分けられたとする。

また、陳慶英・史為民 1985: 3-6 はやはりパスパの手紙を引用し、この戸籍調査はすでに見た壬子年籍の調査と並行しておこなわれたものであるとし、13チコルはこの結果成立したものである。また1253年のフビライとパスパの六盤山における会見において、13チコルをフビライが献上したという後世の作り話はチコルがフビライ即位(1260年)以前にすでに存在していたことを間接的に示すにすぎず、その当時のクビライにはそんな権限はなかったことをのべる。

これに対して Petech 1980: 237 は「チベットにおける土地や住民の実際の調査をともなうモンゴルの人口調査は1度だけしかおこなわれていない」ことを正しく指摘しながら、それを1268年の調査であったとする。そして、後に書かれた論文においても人口調査の記事をすべて1268年にかけている [Petech 1983: 186-87]。これが誤りであることは、彼が上述のパスパの手紙の記述、初めての人口調査において使者に与えた大ハーン(彼が見た『漢藏史集』のテキストには抜けていたのであろうか)にまったく言及していないことから明かである。また、沈衛榮 1993: 96 は、Petech 1980 を考慮してか、いくつかのチコルは1254年には出現していたが、最終的に「烏思蔵13万戸」が確定するのは1268年の調査によるとする。モンゴルの政権、特にモンケのそれは、10年以上もかけて13ほどのテムメンを設定していくほど悠長な政権ではない。

14-15の烏思・蔵・納里速古魯孫（西チベットを指すガリコルスMnga-ris skor-gsum）等3路宣慰使所轄の11の万戸と1の千戸，後世のチベット語史料のウー・ツァン13チコル「烏思蔵13万戸」である⁵¹⁾。

これらのチコルの基本的ユニットは、hor-bud「モンゴルの煙」（かまどを指すものか？）とよばれる「戸」である。この戸は、「家(khang-sa)」を支える6柱（土地、夫、妻、子供たち、男女の奉公人）と耕作のための家畜からなるとされる。すなわち一般的定住農民の戸である。そして25戸を大戸，2大戸すなわち50 hor-budを馬頭(rta-mgo)，2馬頭をギヤコルbrgya-skor百区，10ギヤコルをドンコルsdong-skor千区，10ドンコルをチコルとした『漢蔵史集』165; Tucci 1949: 14; Petech 1980: 234]。チコルにはチベンkhridpon「万(区)長」がおかれ，これが元史の任命された役職としての万戸である。元史には千戸の役職も見られる。また，チコルごとの戸数の記録も詳細に残されているのだが『漢蔵史集』186-87; Tucci 1949: 251-52]，これらの記録は「zam-klu gun-min dben-hu 3路軍民万戸」とよばれたサキャパのペンチェン，サキャザンボのもとにあった巻物に記録されていたという。おそらく彼の協力のもとに調査はおこなわれ，彼の支配がひき続きおこなわれたものと考えられよう。

別の記録には，チコルは4,000が寺院に所属する農民，6,000が俗人貴族に所属する農民からなるといふ。チコルが設定されているところは有名な仏教諸派の大寺院の所在地と一致していることから[佐藤 1963: 93]，原則としての数字に過ぎないけれどもチベット社会の有り様がチコルに反映しているように思う。

さらに我々にとって興味深いのは，この時の人口調査で駅すなわちヤムが設けられていることである。使者Tämenは，サキャから中国辺境まで27のヤムを設け，これらのヤムにチコルを割り当てたとある⁵²⁾。

また，陳慶英・史為民 1985: 5-6によれば，この人口調査の後に，もちろんモンケによって，中央チベットの分割・分与がおこなわれた。

51) 元史の万戸・千戸のほとんどが13チコルに当たることは佐藤 1963: 90-93を参照。ただ，対応がないとされたディグンHbri gun・チコルは迷兒軍万戸（これが3630戸を擁するディグンパである）に，烏思蔵田地裏管民万戸はラサではなくサキャを中心とする地域にあたる。元史のタクロンStag lun 思答籠刺万戸（500戸）はヤムドクにあり，対応のないとされるヤムドク・チコルにあたるものかもしれない。同じく元史の湯卜赤八千戸は，元史の方が正しく万戸ではなく，ヤルルのThan po che pa（150戸）にあたるが，なぜか後世にはチコルとされたらしい。また元史で別々に加麻瓦万戸，札由瓦万戸とされているのが，これもなぜかGgya maとBya yul二つで5850戸のチコルとされている『漢蔵史集』185-88; Tucci 1949: 252]。13という数にこだわる必要はないであろう。これらの万戸，千戸の所在は『中国歴史地図帳』第7冊，36-37参照。

52) チベットのヤムhjamと27駅の名称は『漢蔵史集』168-169, 185-188; Tucci 1949: 12-13; Szerb 1980 b: 270参照。Tucciはチコルとヤムは無関係であるかのごとくに書き，Szerbはその矛盾を指摘している。

モンケとその兄弟たちフビライ、フラグ、アリクブカおよびコデン（おそらくコデン家の彼の後継者）とチベット仏教の教団主との間にむすばれた「施主・帰依処関係」といわれるものが1250年代の半ばには（モンケは1259年に死んでいるので当たり前の話であるが）成立していたと従来いわれてきた。実はその関係は、チコルがいくつかづつモンケ以下のモンゴル王侯の間で分割されたことをチベット側から表現したに過ぎないのもである。チコルが特定の教団の寺院・僧院を含んでいたことはすでに見た。コデン家は以前からチベットに権益を持っていたから分与は当然であり、モンケの弟たちはヒタイ、イランにおいてみたようにモンケが真っ先に分与をおこなう対象である。おそらく分割後送り込まれたダルガが、新たに設置されたヤムを通じて人的・物的な徴発をおこなったものと思われ、チベット仏教諸派教団教主たちの加持・祈禱などの宗教的行事の提供もその徴用の一環であり、彼らはそれを通してモンゴル王族と結びついていったものであろう⁵³⁾。

ロシア

ルーシ諸公国は、オゴタイ時代にジュチ家のバトゥを中心に、トゥルイ家のモンケ、オゴタイ家のグユクなどの各王家派遣諸王による合同遠征軍によって征服された。1241年大ハーン・オゴタイが遠征途中でなくなると、キプチャク草原に居座ったバトゥはジュチ家諸王の率いる遊牧民軍団からなる強大なジュチ・ウルスを形成し、ルーシ諸公国はその強い影響下にあったものと思われる。けれども、そこは各王家の共有する外地属領と位置づけられていたはずである。

1253年2月、モンケは確かに「オロス（幹羅思）の戸口を調査・登録（括する）ためにビチクチ・ベルケ必闐・別児哥を派遣した」『元史』巻3、憲宗、4]。しかし、実際にロシアの諸年代記に書き残された人口調査は1257年にはじまり、1259年まで続けられている。すでに見た地域の中でもっとも遅れたのはなぜだろうか。

おそらくバトゥが自らの支配するルーシに手を付けられるのに反対していたからであろう。アルグン・アカも「モンケの用事」でバトゥを訪れている。ジュチ家はグルジア、アルメニア方面に大きな権益を持っていたらしく、アルグン・アカは、イランの人口調査に先立ちその調整にいったといわれるが、バトゥとの話にはルーシの人口調査の交渉も入っていたであろう。1256年バトゥが死んでモンケの宮廷にいたサルタク、その息子ウラガチが次々とモンケによりジュチ・ウルスのハーンにたてられるが、二人ともすぐに死んだので遅くとも1258年にはバトゥの弟ベルケが即位する。幼いウラガチが即位した頃から、人口調査は本

53) モンゴル時代の「施主・帰依処関係」(yon mchod) については、中村 1997: 130-37 参照。具体的な関係については、Szerb 1980 b: 265-66; Petech 1983: 182-83 参照。Petech は「この(セクトの) 分配の一つの可能な解釈は、モンケは征服された中国にみられる分封領の制度をチベットに導入しようとしてしていたということである」と述べているが、彼はその前提になるはずの人口調査を10年以上も後に設定しているのであるから滑稽である。

格的に全ルーシ諸公国に対しておこなわれたのである。

この人口調査 (число「数」) は、ロシアに対するモンゴルの過酷な徴税の始まりとして知られ、特によく知られているのは1259年のノブゴロドでの人口調査である。アレクサンドル・ネフスキーの派遣した軍隊の護衛によっておこなわれ、調査者たちは、通りを馬上からキリスト教徒たちの家の数を記録していった [Allsen 1981: 49]。

人口調査は、人民を「十」(десяток), 「百」(сотня), 「千」(тысяча), 「万」(тьма) に分けていくものであった [Allsen 1981: 51-52]。もちろんティマтьмаはチュメンの訳であり、両語は同じ語源であろうが、ティマはすでにロシア語に入っていた言葉である。

Vernadsky 1953: 217-19 は、後世の文書からではあるが、東ロシアは27のティマに、西ロシアは16のティマに分けられ、合計43のティマが存在したと推定している。たとえばウラジーミル大公国は15のティマから、リャザン大公国は少なくとも2ティマ、ニズニ・ノブゴロドは5つのティマからなっていたという。また、これらの公国はティマの数に応じて税を納めていたと述べる。ただ、彼が1ティマが1万人の兵を出す単位としているのはもちろん誤りである。

このティマ体制の上に、даньとよばれる銀納のコブチュルが科せられ、ヤムの負担を含む夫役が全ルーシ諸公国に科せられたことはいままでのない [Allsen 1981: 51]。しかし、諸王家への分割分与はなかったと思われる。おそらく1259年のモンケの死がそれを不可能にし、以後ルーシ諸公国はジュチ・ウルスすなわちキプチャク・ハーン国のオルドの支配のもとにあった。1257-9年の人口調査によって完成したティマの体制は、ジュチ・ウルスの外地属領徴発体制としてのみ機能していったものであろう。

ティマ体制と公国支配の関係は明らかではない。しかし、Vásáry (1976) のキプチャク・ハーン国のダルガの研究によれば、1379年の府主教ミカエル宛のヤルリグには「公領地 (волость) のダルガたち」という表現が現れ、1354年2月11日の府主教アレクセイへのヤルリグの「チュメン・ダルガたち *tümän darughalari*」は「公領地長官たち (волостели)」と訳されている [189-190]。チュメンと公領地が同一視され、そこにはダルガがおかれていた。

さらに、クリミヤについては、1382年のトクタミシュ (在位1378/79-97年) のタルハン・ヤルリグにおいては「クリミヤ・チュメンのクトゥル・ブカを頭とするダルガ・ベグたちへ *Qırım tümänining Qutlu Bugha bashligh darugha bekleringe*」という表現があり、クリミヤ・ハーン国時代のハジ・ギレイの1453年のヤルリグには「クリミア・チュメンを支配するエミネクを頭とするダルガ・ベグたちへ *Qırım tümänini bilgen Eminek bashligh darugha bekleringe*」という表現がある。また同時代のヤルリグには、「内の都市のダルガ・ベグたち *ichiki shehr darugha begleri*」「内の村々のダルガ・ベグたち *ichiki kentlerining darugha begleri*」という言葉もあり、「チュメンのダルガたち」とはこれらのダルガたち全体を指すものであったかも知れない [188-9; 本稿注12]。

少なくともクリミヤ・ハーン国においては、15世紀まではテュメンが大地域行政区分として存在し、ダルガたちがおかれていたのである。中央アジアのテュメンにダルガがおかれていたことはすでに見た。

お わ り に

I章において、中央アジアの地域区分テュメンは、モンゴル時代13世紀の半ばにモンゴル人が持ち込んだ定住民徴発制度にその起源を持つものであることを見た。II章においては、モンゴル人の十進法的軍隊編制とそれが人口調査により徴発の体制として定住民に当てはめられたこと、そういった人口調査および徴発体制は、すでに1230年代の半ばに、ヒタイすなわち河北において（確証はないが中央アジアにおいても）完成した姿を取っていたこと、そして1251年に即位した大ハーン・モンケによってその体制はおそらく帝国全土に適用され、各地域において人口調査がおこなわれ十進法的軍隊編制が定住民に当てはめられ、テュメン以下の設定がなされ、新たな征服遠征のためにコプチュル、駅伝その他の徴発がはじまったことをみた。イランのテュメン、雲南の万戸、チベットのチコル、ロシアのティマは全て中央アジアのテュメンとほぼ同時期に発生し、同じくモンゴルの徴発体制としての人の区分であると同時に地域行政区分としての機能を持つものであった。また、少なくとも中央アジアにおいては、その機能を失った後も地域区分名称として19世紀まで存続していたのである。

言い残したことは、バーブルがのべるカーブル周辺のテュメンの起源であるが、筆者はそれらも13世紀の半ばモンケの時代に設定されたものと考えている。しかし、論証はモンゴル帝国のインド・カシミール地域への遠征・征服についての別種の考察を必要とし、別稿にて論じたい。

以上、すでに常識となっている事実の乱暴な提示を含む粗雑な素描となってしまったことは十分に承知している。各専門家のご教示を得て修正していきたいと思う。

[付 記]

論文作成の過程において、松田孝一、森田憲司、杉山正明氏との議論の機会を持つことができた。全てを論文に取り入れることはできなかったが、モンゴル帝国時代のさまざまな現象について多くのことを学んだ。特に松田氏にはオルセンの書をはじめ多くの文献をご教示いただいたのみならず拝借させてもいただいた。記述の誤り、表現の稚拙の責任は全て筆者にあることはいうまでもないが、ここに記して謝意を表することとする。

参考文献

- BA: Maḥmūd b. Amīr Walī, *Baḥr al-Asrār fī Manāqib al-Akhyār*, рук. ИВАН УзССР № 2372, Махмуд ибн Вали, *Море тайн относительно доблестей благородных (География)*, изд. Б. А. Ахмедов, Ташкент, 1977.
- BD: О. Д. Чехович, *Бухарский вакф XIII в.*, Москва, 1979.
- BN. 間野: 間野英二『パーブル・ナーマの研究』I～III (松香堂), 京都, 1995, 1996, 1998.
- BN. Beveridge: Beveridge, A. S., *The Bābur-nāma in English (Memoirs of Bābur)*, tr. Annette Susannah Beveridge, London, 1922 (repr. London, 1969).
- Hafiz Abru: Hāfiz Abrū, *Tārikh-i Hāfiz Abrū: majallad 2, bakhsh-i Jughrāfiyā-i Khurāsān (Ḥorāsān zur Timuridenzeit nach dem Tārikh-e Ḥāfez Abrū)*, ed. Dorothea Krawulsky, Wiesbaden, 1982.
- Ibn Arabshah: Ibn 'Arabshāh, *'Ajā'ib al-maqdūr fī nawā'ib Timūr*, ed. Aḥmad Faiz al-Ḥumṣī, Bayrūt, 1986.
- Juvaini: 'Alā al-Dīn 'Aṭā Malik al-Juwaynī, *Tārikh-i Jahāngushā*, ed. Mirzā Muḥammad Qazvīnī, 3 vols., GMS, Old Series, XVI/1.2.3, London, 1912, 1916 and 1937.
Boyle, J. A. (tr.), *The History of the World-Conqueror*, 2 vols., Manchester University Press, Manchester, 1958.
- MA: Mirzā Badī' Dīwān, *Majma' al-Arḳām*, рук. ИВАН УзССР № 2463, Мйрзā Бадй'-Дйвāн, *Маджма' ал-Арқām („Предписания Фиска“)*, (Приемы документации в Бухаре XVIII в.), перевод и факсимиле текст, изд. А. Б. Вильдановой, Москва, 1981.
- NQ: Ḥamd Allāh Mustawfī Qazwīnī, *The Geographical Part of the Nuzhat-al-Qulūb*, ed. & tr. G. Le Strange, 2 vols., GMS, Old Series, XXIII, Leyden & London, 1915 (rep. Tehran, 1342), 1919.
- Rashid: Rashīd al-Dīn Faḏl Allāh, *Jāmi' al-Tawārikh*, II-1, ed. 'Alizāda, Moscow, 1980.
- Samariyya: Abū Ṭāhīr Khwāja-i Samarqandī, *Samariyya*, ed. I. Afshār, Tehran, 1965.
- SD: О. Д. Чехович, *Самаркандские документы XV-XVI вв.*, Москва, 1974.
- Shami: Nizām al-Dīn Shāmī, *Zafar-nāma (Histoire des conquêtes de Tamerlan intitulé Zafarnāma)*, ed. F. Tauer, I, II, Praha, 1937, 1956.
- Wassaf: Shihāb al-Dīn 'Abd-Allāh Sharaf Shirāzī, *Tārikh-i Waṣṣāf al-Ḥadrat dar Aḥwāl-i Salāṭ-in-i Mughūl*, Bombay, 1853 (rep. Tehran, 1338).
- Yazdi: Sharaf al-Dīn 'Alī Yazdī, *Zafar-nāma*, ed. Muḥammad 'Abbāsī, 2 vols., Tehran, 1957.
- 『漢藏史集』: 陳慶英訳, Śrībhūtibhadra, *rGya Bod yig-tshang*, 西藏人民出版社, 1986.
- 『元史』: 『百納本二十四史 元史 (明洪武刊本)』1-4 (台湾商務印書館).
- 『秘史』: 村上正二訳注『モンゴル秘史』3 (平凡社東洋文庫 294) 1976.

- Allsen, T. T. (1981) Mongol Census Taking in Rus', 1245–1275, *Harvard Ukrainian Studies*, 15 (1), 32–53.
- Allsen, T. T. (1987) *Mongol Imperialism: The Policies of the Grand Qan Möngke in China, Russia, and The Islamic Lands, 1251–1259*, University of California Press.
- Barthold, V. V. (1913–38) TUMAN, *ET*.
- Barthold, V. V. (1897) Бартольд, В.В., Хафиз-Абру и его сочинения, в *Сочинения*, том VIII, Москва, 1973, 74–97.
- Barthold, V. V. (tr. V. & T. Minorsky) (1918) *Four Studies on the History of Central Asia, Vol. 2, Ulugh-beg*, Leiden, 1958.
- Barthold, V. V. (1928) *Turkestan down to the Mongol Invasion*, London (4th ed. 1977).
- Dankoff, R. & J. Kelly (ed. & tr.) (1982) Maḥmūd al-Kāšgarī, *Compendium of the Turkic Dialect (Diwān Luyāt at-Türk)*, 3 Parts. (Sources of Oriental Languages and Literatures, 7, Turkish Sources, VII), Cambridge.
- Doerfer, G. (1963) *Türkische und Mongolische Elemente im Neupersischen*, vol. I.
- Manz, B. F. (1989) *The Rise and Rule of Tamerlane*, Cambridge.
- Petech, L. (1980) The Mongol Census in Tibet, in *Tibetan Studies in Honour of Hugh Richardson* (ed. M. V. Aris & Aung San Suu Kyi), Warminster, Wiltshire, England, 233–238.
- Petech, L. (1983) Tibetan Relation with Sung China and with the Mongols, in *China among Equals: The Middle Kingdom and its Neighbors, 10th–14th Centuries* (ed. M. Rossabi), chap. 7, University of California Press, 173–203.
- Szerb, J. (1980 a) Glosses on the Oeuvre of Bla-ma 'Phags-pa. I : On the Activity of Sa-skyā Pandita. In: *Tibetan Studies in Honour of Hugh Richardson* (ed. M. V. Aris & Aung San Suu Kyi), Warminster, Wiltshire, England, 290–300.
- Szerb, J. (1980 b) Glosses on the Oeuvre of Bla-ma 'Phags-pa. II : Some Notes on the Events of the Years 1251–1254, *ActOH*, 34 (1–3), 263–285.
- Tauer, F. (1965), HĀFIZ-I ABRŪ, *ET*.
- Tucci, G. (1949) *Tibetan Painted Scrolls*, vol. I, Roma.
- Vásáry, I. (1976) The Golden Horde Term Dargā and its Survival in Russia, *ActOH*, 30 (2), 187–197.
- Vernadsky, G. (1953) *A History of Russia*, III, *The Mongols and Russia*, Yale University Press, New Haven & London.
- Woods, J. E. (1987) The Rise of Timūrid Historiography, *JNES*, 46 (2), 89–108.
- 阿部健夫 (1954) 元時代の包銀制の考究『元代史の研究』創文社, 1972, 75–232.
- 大島立子 (1992) 『モンゴルの征服王朝』大東出版社.
- 加藤和秀 (1970) 史料紹介, O. D. チェホヴィチ編著『14世紀ブハラワクフ文書』『東洋学報』52 (4). 『ティームール朝成立史の研究』北海道大学図書刊行会, 1999, 122–143再録.
- 加藤和秀 (1978) チャガタイ=ハン国の成立『足利惇氏博士喜寿記念オリエント学インド学論集』

- 国書刊行会. 再録：『ティームール朝成立史の研究』北海道大学図書刊行会，1999，28-42.
- 加藤和秀（1982）ケベクとヤサウル『東洋史研究』48（4）. 再録：『ティームール朝成立史の研究』北海道大学図書刊行会，1999，43-71.
- 川本正知（1989 a）ホージャ・アフラールのワクフ文書『人文学報』63，53-68.
- 川本正知（1989 b）ナクシュバンディー教団『シリーズ世界史への問い4 社会的結合』岩波書店，167-199.
- 川本正知（1991 a）ホージャ・アフラールの不動産登記文書——15世紀中央アジアの私有財産所有について——『東洋史研究』50（3），1-28.
- 川本正知（1991 b）イスラムの私有財産（milk）について『オリエント』34（1），65-78.
- 北川誠一（1997）モンゴル帝国のグルジア征服『オリエント』40（2），69-84.
- 佐藤 長（1963）パクモトツパ政権初期のチベット状況『中世チベット史研究』同朋舎，1986，89-171.
- 杉山正明（1978）モンゴル帝国の原像——チングス・カンの一族分封をめぐって——『東洋史研究』37（1），1-34.
- 杉山正明（1991）東西文献によるコデン王家の系譜『史窓（京都女子大学史学会）』48，181-202.
- 杉山正明（1993）ハ不沙大王の令旨碑より『東洋史研究』52（3），105-154.
- 杉山正明（1996 a）『モンゴル帝国の興亡』上（講談社現代新書1306）.
- 杉山正明（1996 b）『モンゴル帝国の興亡』下（講談社現代新書1307）.
- 高橋文治（1991）太宗オゴデイ癸巳年皇帝聖旨訳注『追手門学院大学文学部紀要』25，1-18.
- 沈 衛栄（1993）論元代烏思藏十三万户的建立『元史論叢（中国元史研究会編）』5，北京，76-96.
- 陳慶英・史為民（1985）蒙哥汗時期的蒙藏関係『蒙古史研究（中国蒙古史学会編）』1，呼和浩特，3-10.
- 中村 惇・松川節（1993）新発見の蒙漢合璧少林寺聖旨碑『内陸アジア言語の研究』8，1-93.
- 中村 惇（1997）チベットとモンゴルの邂逅『岩波講座 世界歴史11 中央ユーラシアの統合』岩波書店，121-146.
- 羽田 亨（1957）『羽田博士史学論文集』上 東洋史研究会.
- 本田實信（1991）『モンゴル時代史研究』東京大学出版会.
- 前田直典（1973）元朝行省の成立過程『元朝史の研究』東京大学出版会，145-202.
- 松田孝一（1978）モンゴルの漢地統治政策——分地分民制度を中心として——『待兼山論叢』11，33-54.
- 松田孝一（1980 a）フラグ家の東方領『東洋史研究』39（1），35-62.
- 松田孝一（1980 b）雲南行省の成立『立命館文学 三田村博士古稀記念東洋史論叢』418-421，251-272.
- 松田孝一（1985）モンゴル帝国領漢地の戸口統計『待兼山論叢』19，25-45.
- 松田孝一（1990）いわゆる元朝の「軍戸数」について『布目潮風博士古希記念論集 東アジアの法と社会』汲古書院，441-61.
- 間野英二（1976）アミール・ティムール・キュレゲン——ティムール家の系譜とティムールの立場

——『東洋史研究』34(4), 109-133.

間野英二(1983) ナクシュバンディー教団に関する最近の諸研究について『イスラム世界』21, 39-56.

村上正二(1943) 元朝兵制に於ける奥魯の制度『東洋学報』30(3), 1-49.

(奈良産業大学経済学部)